

第2次川西市健幸まちづくり計画

かわにし  時代へ

令和6年（2024年）3月
川西市

文中初出箇所に※を付している用語については、用語解説に説明を記載しています。

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定にあたって	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間及び進行管理	6
4 計画の基本目標	6
5 計画の基本方針	7
6 計画の体系	8
7 計画の推進	10
第 2 章 計画の背景	12
1 川西市の現状	12
2 川西市健康づくりについてのアンケート調査	25
第 3 章 すべての世代の健康づくりと 生活習慣病等の発症・重症化予防	27
基本施策 1 栄養・食生活	27
基本施策 2 身体活動・運動	29
基本施策 3 休養・心の健康	31
基本施策 4 たばこ	34
基本施策 5 アルコール	37
基本施策 6 健康診査・各種検診・健康管理	39
第 4 章 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり	42
基本施策 1 親と子の健康	42
基本施策 2 学童・思春期の健康（学校保健等）	46
基本施策 3 青壮年期・高齢期の健康	49

第5章 歯と口の健康づくり	53
基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上	53
基本施策2 支援が必要な人の健康づくり	58
第6章 食育推進による健幸まちづくり ～川西市食育推進計画～	60
基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～	62
基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり ～地域における健全な食環境と循環～	66
基本施策3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪” ～食育を育み 守り継ぐしくみ～	70
第7章 健康を支える環境づくり	74
基本施策1 社会とのつながりの維持・向上	74
基本施策2 健康になれる環境づくり	76
基本施策3 健康情報の提供体制の充実	78
第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり	79
基本施策1 救急医療体制の維持・充実	79
基本施策2 地域医療機関との連携・地域包括ケアシステムの構築	81
基本施策3 災害時の医療体制の確保と感染症の発生に備えた医療体制の確保	84
用語解説	86
参考資料	88
1 川西市健康づくり推進協議会委員名簿	88
2 川西市健幸まちづくり計画策定経過	89
3 川西市健幸まちづくり条例	90

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

本市では、健康政策の計画（初回策定：平成15年（2003年）、第二回改訂：平成21年（2009年）、第三回改訂：平成25年（2013年））を通じ、疾病予防から介護予防までの一貫した施策や、平均寿命*・健康寿命*の延伸に向けた生活習慣の改善に取り組んできました。

また、平成28年（2016年）10月に施行した「川西市健幸まちづくり条例」に基づき健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から健康づくりを推進するための「川西市健幸まちづくり計画」を平成30年（2018年）に策定し、市民協働による健康づくり・食育推進に取り組んできました。

このたび、令和5年度（2023年度）に、現行の「川西市健幸まちづくり計画」が最終年度を迎えることから、令和4年度（2022年度）に健康づくりについてのアンケート調査を実施しました。

今回、その結果やこれまでの取組の実績や目標に対する最終評価などを踏まえ、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までを期間とする「第2次川西市健幸まちづくり計画」を策定します。

(2) 健康づくりの国の動向

国では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、平成25年度（2013年度）に「健康日本21（第二次）」を施行し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」など5つの基本的方向性を掲げ、健康づくりに関する取組を推進しています。

平成12年（2000年）に健康日本21が開始されて以来、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体など多様な主体による予防・健康づくり、データヘルス*・ICT*の利活用、社会環境整備、ナッジ*等といった、当初はなかった新しい要素の取り込みがあり、こうした諸活動の成果により、健康寿命は着実に延伸してきたと評価されています。

令和5年（2023年）2月に開催された厚生科学審議会（次期国民健康づくり運動

プラン策定専門委員会)では、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(案)が示されました。

同案は、人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き、基本的な方向を「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチ*を踏まえた健康づくり」として健康日本 21 (第三次) を推進するとされています。

健康日本 21 (第三次) の計画期間は、関連する計画 (医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業 (支援) 計画) と計画期間をあわせること、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和 6 年度 (2024 年度) から令和 17 年度 (2035 年度) までの 12 年間とされています。

食育分野では、食育推進施策を総合的かつ計画的に推進していくため、農林水産省が令和 3 年 (2021 年) に「第 4 次食育推進基本計画」を策定しました。基本的な方針として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」の 3 つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGs (持続可能な開発目標) * の考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進するとしています。

参考1：国の動向（概要）

○健康日本21（第三次）【R6-17年度（2024-2035年度）】

「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョン実現のため、基本的な方向を「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」として推進

○健康寿命延伸プラン（国 R1（2019）.5）

① 次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成、② 疾病予防・重症化予防、③ 介護予防・フレイル^{*}対策、認知症予防の取組を推進

○健やか親子21（第2次）【H27-R6年度（2015-2024年度）】

関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

○第4次食育推進基本計画

【R3-7年度（2021-2025年度）】（国 R3（2021）.3）

重点事項を、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進とし、SDGsの考え方を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進

○経済財政運営と改革の基本方針2022（R4（2022）.6 閣議決定）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討

○歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）（歯・口腔の健康づくりプラン）

【R6-17年度（2024-2035年度）】

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現

(3) 健康づくりの県の動向

兵庫県では、令和4年(2022年)に「兵庫県健康づくり推進プラン(第3次)」を策定し、「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」を目標に、人生100年時代を見据え、次世代に向けたライフステージ毎の健康づくりを推進するため、「ライフステージに対応した取組の強化」「健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進」「社会全体として健康づくりを支える体制の構築」「多様な地域特性に応じた支援の充実」の4項目を基本方針として取組を進めています。

また、食育の分野では、これまでの食育推進の成果や課題、食をめぐる現状や課題を踏まえるとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の観点も考慮しながら、令和4年(2022年)に「食育推進計画(第4次)」を策定しました。①子どもとその親、若い世代の食育力の強化、②地域社会で支え、つなげる食育推進、③持続可能な食への理解を促進するための食育推進、④時代のニーズに応じた食育活動の推進の4つを重点事項に、「食で育む元気なひょうご」の実現をめざしています。

参考2：県の動向(概要)

○兵庫県健康づくり推進プラン(第3次)

【R4-8年度(2022-2026年度)】(県R4(2022).3)

「ライフステージに対応した取組の強化」「健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進」「多様な地域特性に応じた支援の充実」「社会全体として健康づくりを支える体制の構築」を基本方針とする

○兵庫県健康づくり推進実施計画(第2次)

【H30-R5年度(2018-2023年度)】(県H30(2018).3)

健康増進法に規定する都道府県健康増進計画

健康づくり推進条例に規定する「健康づくり推進プラン」に即して定める「実施計画」

○兵庫県食育推進計画(第4次)

【R4-8年度(2022-2026年度)】(県R4(2022).3)

「子どもとその親、若い世代の食育力の強化」「地域社会で支え、つなげる食育推進」「持続可能な食への理解を促進するための食育推進」「時代のニーズに応じた食育活動の推進」の4つの重点事項を推進

2 計画の位置づけ

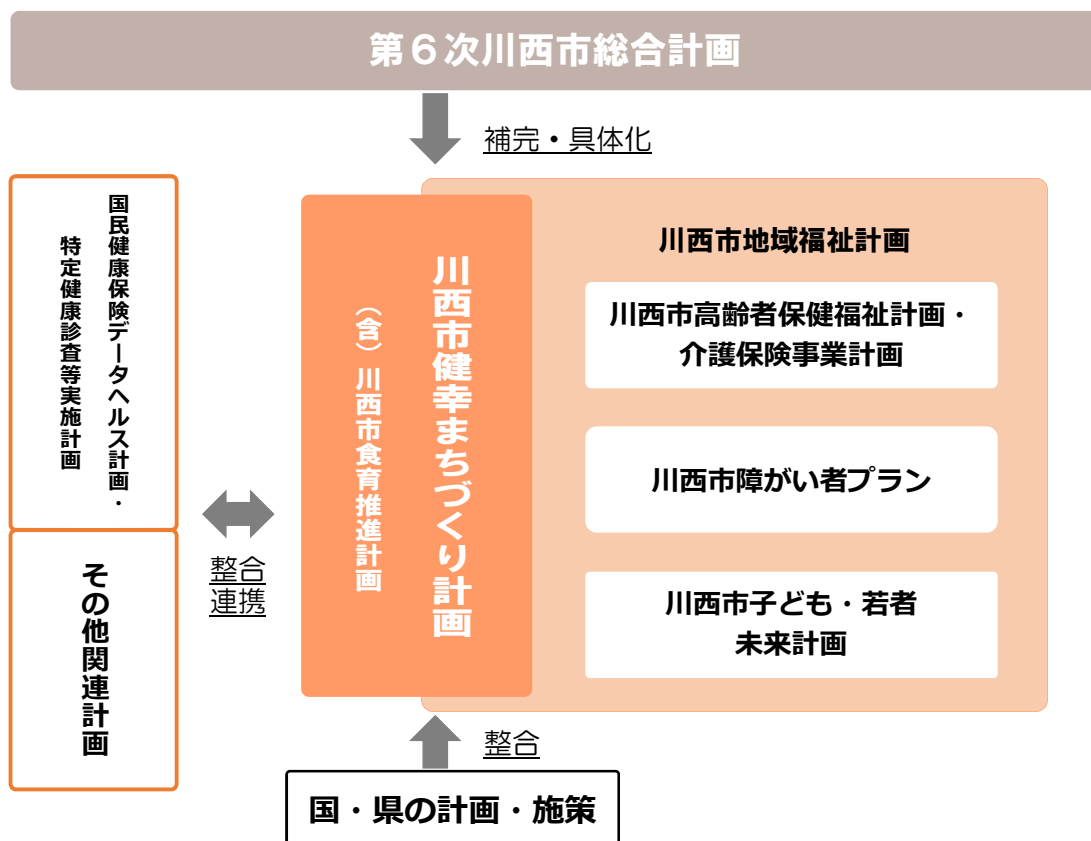
(1) 計画の性格

本計画は、「川西市健幸まちづくり条例」に基づく、健幸まちづくりの推進に関する基本的な計画です。また、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」に位置づけ、市民の健康課題とその解決に向けた基本目標及び行動目標の明確化を図っていくものです。

さらに、平成23年（2011年）8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されたことから、総合的に歯科口腔保健を推進していく計画として位置づけます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、上位計画である「第6次川西市総合計画」に掲げるめざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」の実現、及び分野別目標の一つ「安全安心を備えた川西の実現」に資するものとしします。また、「川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「川西市障がい者プラン」「川西市子ども・若者未来計画」等との整合・連携を図ります。



3 計画の期間及び進行管理

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間を計画期間とします。

なお、社会状況の変化や法制度、国・県の計画・施策、市の上位計画及び関連計画などの改定にともない、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

特に、市の取組については、その効果や達成状況に応じて見直します。

また、本計画の進行管理に当たっては、設定した指標や取組状況をもとに、点検・評価を行い、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図るとともに、毎年度、川西市健康づくり推進協議会に報告し、意見を求めます。

4 計画の基本目標

健康は、心身の健康を指すだけでなく、病気や障がいがある人を含め、自分の人生をいかに充実して心豊かに過ごすかという生活の質を高めることも重要と考えられます。本計画では、市民の健康格差を縮小し、健康で心豊かに幸せに暮らし続ける「健康」につながる幅広い視点からさらなる健康づくりをめざします。

そのために、市民一人ひとりが健康について正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことにより、壮年期死亡（早世）と要介護状態となることを予防し、人生の各ライフステージにおける生活の質を高め、健康寿命の延伸を図っていくことが重要です。したがって、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目指します。また、就労、ボランティア、通いの場などの居場所づくりや社会参加の取組に加え、個人がより緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境整備を行うことで、社会環境の質の向上を図ります。

基本目標

**健康寿命の延伸
社会環境の質の向上**

5 計画の基本方針

令和4年度（2022年度）に健康づくりについてのアンケート調査を実施し、市民の健康への取組や考えなどを把握しました。アンケート調査結果等からみられる現状と課題、本市のこれまでの健康政策を踏まえ、計画の基本目標を実現するための基本方針を導き出しました。

基本方針1 すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防の推進（健康増進分野）

基本方針2 子どもの健やかな成育を確保する妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない施策の推進（健康増進分野）

基本方針3 ライフステージに応じた口腔健康管理の推進（健康増進分野）

基本方針4 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進（食育分野）

基本方針5 地域包括ケアシステムの構築（社会環境分野）

6 計画の体系

本計画では、基本目標を実現するため、健康増進分野、食育分野、社会環境分野の3つの分野について、基本方針に基づき計画を推進します。

健康増進分野

分野別柱1 すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防

分野別柱2 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり

分野別柱3 歯と口の健康づくり

健康増進分野では、疾病予防を目的に原因をもとから断つための生活習慣の改善などとともに、疾病の重症化予防のため早期発見・早期治療を目的とした二次予防に関する施策を展開します。また、生涯にわたり歯と口の健康が重要であることから、健康づくりに関する施策を推進します。さらに、育児に関する不安や負担を感じる親への支援、児童虐待の防止対策など、妊産婦・乳幼児への保健対策、思春期保健対策等に関する施策についても推進します。

食育分野

分野別柱4 食育推進による健幸まちづくり（川西市食育推進計画）

食育分野では、これまで「川西市食育推進計画」において、家庭から、学校、地域へと食育活動の取組をひろげてきました。今後も、食育活動を継続的に展開していくことをめざします。なお、SDGs（持続可能な開発目標）と本計画は密接な関係があることから、整合を図り推進します。

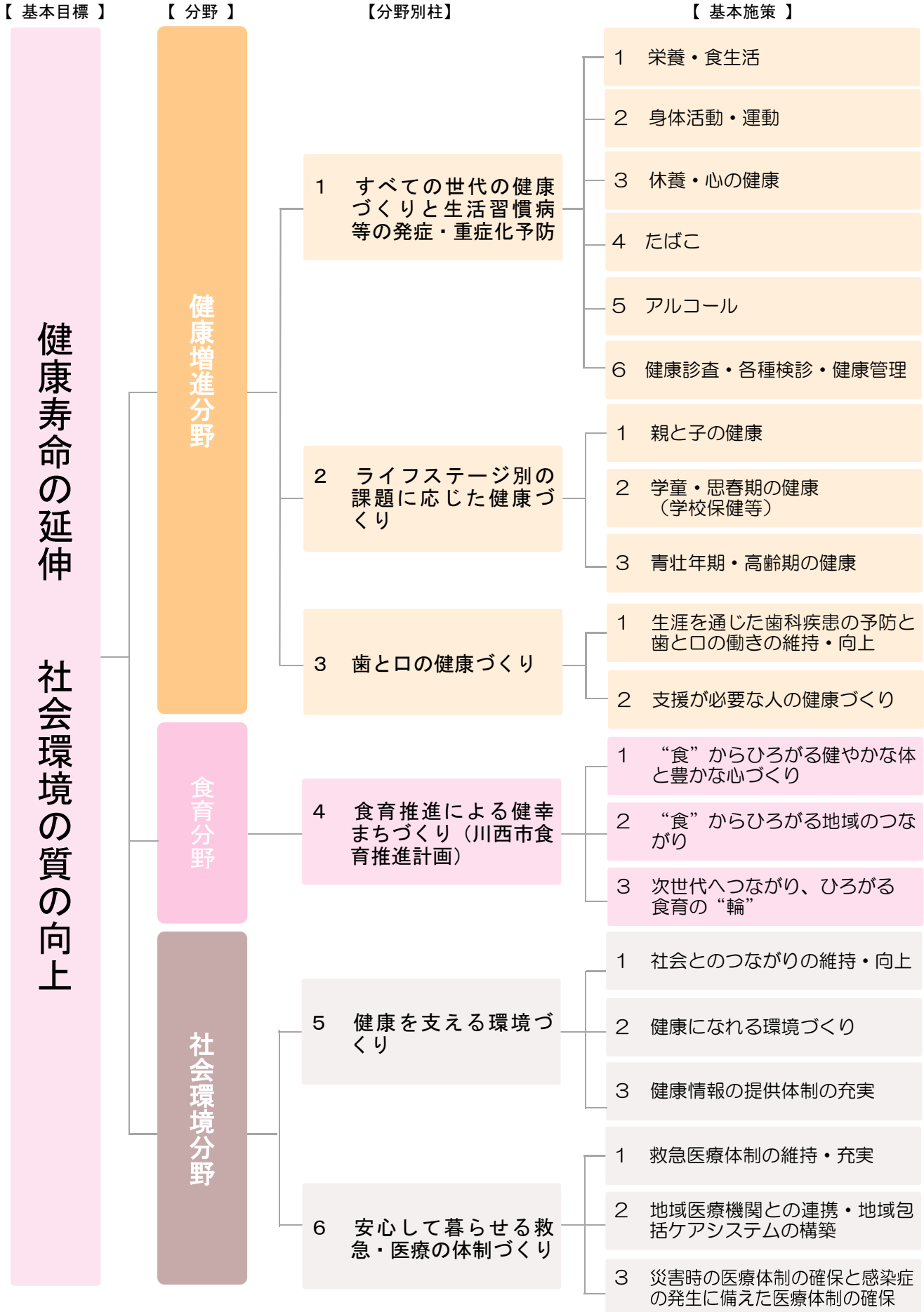
社会環境分野

分野別柱5 健康を支える環境づくり

分野別柱6 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

社会環境分野では、市民一人ひとりの健康づくりに加え、地域の人々とのつながりや様々な社会参加を促し、健康を支える環境及び体制を整備・充実させます。また、感染症等の健康危機管理についての施策、健康づくりに関するニーズの多様化に対応するための地域保健医療に関する施策を展開します。

〈計画の体系図〉



7 計画の推進

市民一人ひとりが主体となって、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて生活の質を高めるよう取り組むことが大切です。

そのためには、「川西市健幸まちづくり条例」に基づき、地域社会全体の取組として、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と市が相互に連携を図りながら協働して計画を推進することが求められます。

(1) 市民の取り組み

健康づくりへの理解を深めるとともに、自らの健康状態を把握し健康的な生活習慣を身につけることで、それぞれのライフステージにおける個人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めます。

また、学校や地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めます。

(2) 市民公益活動団体の取り組み

地域とのつながりや知識、専門性を活かして、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の取り組み

従業員等が健康診断を受診しやすいように配慮した機会の提供、健康に配慮した職場環境の整備等に努めるとともに、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めます。

(4) 学校等の取り組み

子どもたちの基本的な生活習慣は、家庭とともに学校等においても培っていく必要があります。特に、学校等は教育の場でもあり、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識・態度を習得させる健康教育を実践するよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めます。

(5) 保健医療福祉関係者の取り組み

それぞれの専門性を活かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、市民が、保健指導や健康診断、検診、栄養・食事相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスをそれぞれの必要性に応じ適切に受け取ることができるよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めます。

(6) 市の取り組み

健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定して実施するものとし、実施に当たっては、検証等による評価・見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図ります。

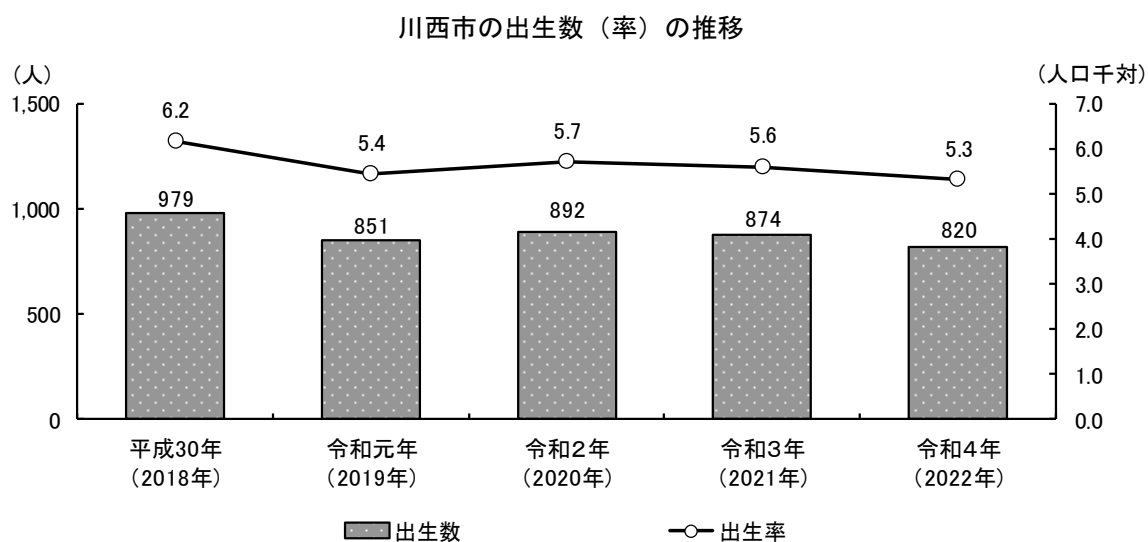
第2章 計画の背景

1 川西市の現状

(1) 人口動態

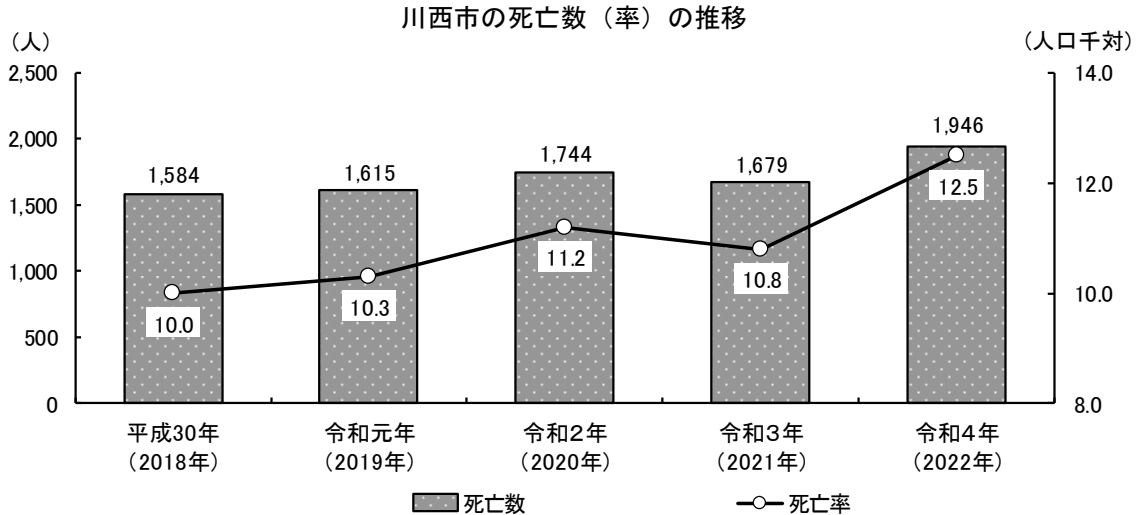
① 出生数(率)と死亡数(率)の推移

本市の出生数は、平成30年(2018年)から減少傾向にあります。また、出生率(人口千対)も出生数同様に減少傾向にあり、令和4年(2022年)の出生数は820人、出生率は5.3となっています。



資料：川西市統計要覧

死亡数・死亡率（人口千対）は令和2年（2020年）まで増加傾向にありましたが、令和3年（2021年）には減少しており、令和4年（2022年）では増加しています。令和4年（2022年）の死亡数は1,946人、死亡率は12.5となっています。



資料：川西市統計要覧

②平均寿命と健康寿命の推移

本市の平均寿命は、年々長くなる傾向にあります。令和2年（2020年）では、男性82.3歳、女性88.5歳と、平成7年（1995年）に比べ男性5.0歳、女性5.5歳長くなっており、各年男女ともに全国・兵庫県を上回っています。

また、令和2年（2020年）の健康寿命も、兵庫県を上回っており、平均寿命と健康寿命の差は、兵庫県と同程度になっています。

平均寿命の推移^{※1}

単位：歳

	平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国	76.4	82.9	77.7	84.6	78.6	85.5	79.6	86.3	80.8	87.0	81.5	87.6
兵庫県	75.5	81.8	77.6	84.3	78.7	85.6	79.6	86.1	80.9	87.1	81.7	87.9
川西市	77.3	83.0	78.8	85.0	80.0	86.9	81.2	87.0	82.3	87.5	82.3	88.5

資料：兵庫県保健統計年報

平均寿命と健康寿命^{※2}（令和2年（2020年））

単位：歳

	平均寿命		健康寿命		平均寿命－健康寿命	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
兵庫県	81.9	88.1	80.4	84.9	1.5	3.2
川西市	82.7	89.3	81.2	85.8	1.5	3.5
参考 全国（令和元年）	81.4	87.5	72.7	75.4	8.7	12.1

資料：兵庫県健康寿命算定結果・厚生労働省

※1 厚生労働省の算定方法に基づき算定したもの。

※2 兵庫県・川西市は介護保険の要介護度の状態等に基づき算定したもの。全国は国民生活基礎調査に基づく厚生労働省の算定方法に基づき算定したもの。全国の数値は、算定方法が兵庫県・川西市と異なるため、参考データとして掲載している。

③合計特殊出生率[※]の推移

本市の合計特殊出生率は平成17年（2005年）から27年にかけて上昇しているものの、低い状況にあり、令和2年（2020年）では1.29と、平成27年（2015年）に比べ0.07ポイント減少しています。また、全国及び兵庫県を下回る状況が続いています。

合計特殊出生率の推移

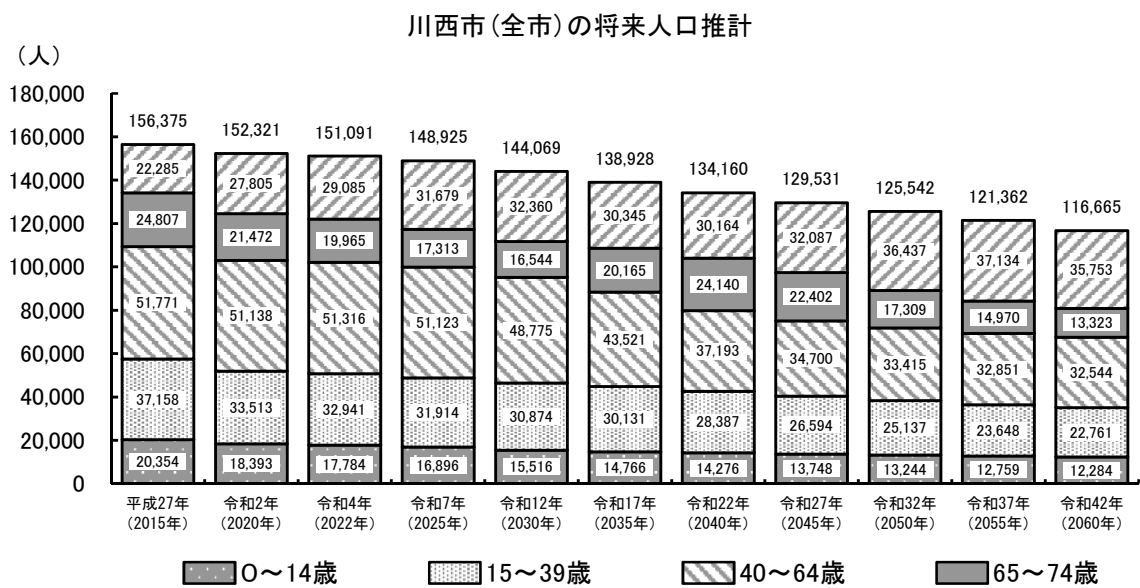
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33
兵庫県	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
川西市	1.22	1.09	1.20	1.12	1.30	1.36	1.29

資料：兵庫県保健統計年報

④将来人口推計

人口総数は、本計画の終期の前年となる令和12年(2030年)に約14万4千人、今から38年後の令和42年(2060年)に約11万7千人になるものと推計されます。

65歳以上の老年人口の割合は、令和37年(2055年)まで上昇を続け、75歳以上人口がピークを迎えます。また、0歳から14歳の年少人口の割合は10%台で推移するものと思われます。



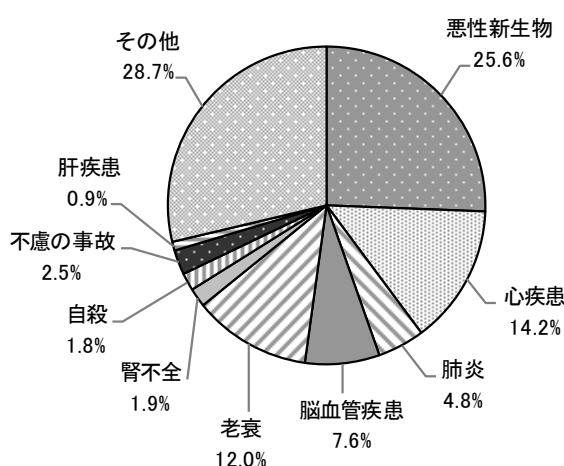
資料：市人口推計報告書(令和4年(2022年))

(2) 保健と医療の概況

①死亡要因

令和4年（2022年）の死因別死亡割合をみると、「悪性新生物（がん）」が25.6%と最も高く、次いで「心疾患」が14.2%となっているなど、生活習慣病に関連する疾病による死亡が全体の多くを占めています。

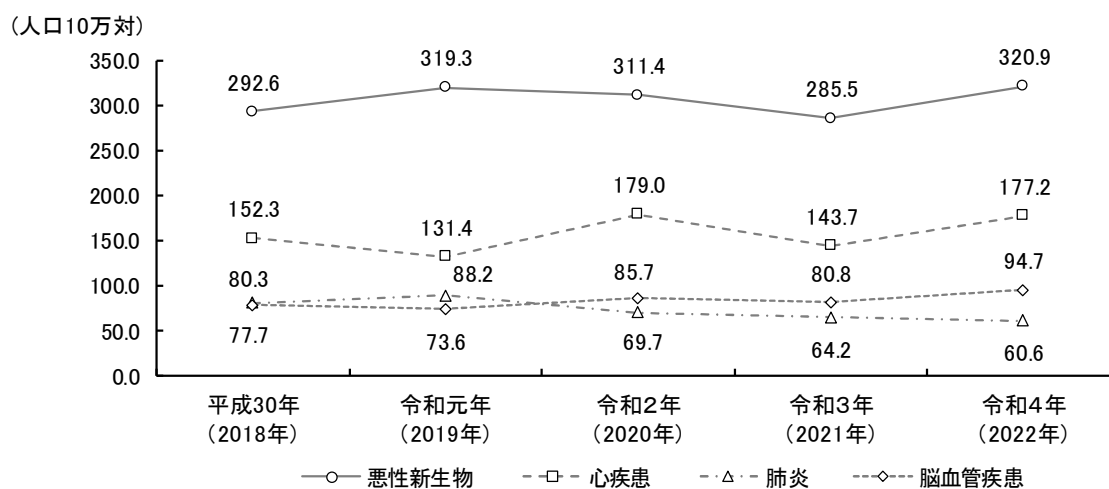
川西市の死因別死亡割合（令和4年（2022年））



資料：兵庫県保健統計年報

本市の4大死因による死亡率（人口10万対）は、令和4年（2022年）で「悪性新生物（がん）」が320.9、次いで「心疾患」が177.2、「脳血管疾患」が94.7、「肺炎」が60.6となっています。

川西市の4大死因による死亡率の推移（人口10万対）



資料：兵庫県保健統計年報

※兵庫県保健統計年報の死亡者数に基づき総人口（9月末時点）で算出

②標準化死亡比(SMR)^{*}

本市の標準化死亡比（SMR）は、兵庫県に比べ、男性は腎不全では兵庫県平均より高いものの、その他の項目では低くなっています。女性は、乳がんや子宮がん、肺炎で兵庫県平均よりも高くなっています。

標準化死亡比（平成 28 年（2016 年）～令和 2 年（2020 年））

死因疾病名	男性		女性	
	川西市	兵庫県	川西市	兵庫県
悪性新生物	90.0	102.3	97.3	100.5
肺がん	87.3	105.2	95.2	101.1
胃がん	101.3	105.4	89.7	106.3
大腸がん	84.6	92.7	89.1	97.1
乳がん	—	—	105.5	93.8
子宮がん	—	—	101.1	94.2
心疾患	85.6	97.4	87.9	101.3
肺炎	68.4	69.2	77.5	67.4
脳血管疾患	82.9	96.8	78.4	92.5
腎不全	108.0	104.0	97.2	108.6
糖尿病	49.9	101.7	71.3	100.5
高血圧性疾患	68.4	81.3	50.2	97.2
不慮の事故	73.3	102.3	56.6	106.3
自殺	77.0	102.2	81.4	101.3

資料：兵庫県立健康科学研究所

川西市は男女とも SMR では 100 以下が多く、兵庫県内の順位も上位となっている。
兵庫県と比べ、悪い数値について網掛けしている。

(3) 母子保健事業の状況

母子保健事業の実施状況については、出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数等が減少した事業もありますが、コロナ下でも、両親学級については参加者数を維持しています。

母子保健事業の実施状況

		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	
母子健康手帳交付者数（人）		925	891	849	825	864	
教室 各種 講座 実施 状況	母親学級	回数（回）	24	22	32	23	17
		参加者数（人）	284	240	252	150	100
	両親学級	回数（回）	8	7	18	16	16
		参加者数（人）	252	236	215	290	275
	すくすく 乳幼児相談	回数（回）	12	11	10	20	18
		参加者数（人）	599	473	253	362	377
乳幼児 健診 実施 状況	4か月児	受診者数（人）	964	881	865	862	861
		受診率（％）	98	97	97	96	99
	10か月児	受診者数（人）	954	983	911	496	906
		受診率（％）	97	96	94	93	97
	1歳6か月児	受診者数（人）	1,029	954	925	819	980
		受診率（％）	96	93	104	98	95
	3歳児	受診者数（人）	1,157	1,107	792	949	1,007
		受診率（％）	96	95	101	94	97
訪問 指導 実施 状況	妊婦訪問者数（人）		37	30	38	36	23
	産婦訪問者数（人）		503	429	396	397	430
	新生児訪問者数（人）		225	200	208	145	211
	未熟児訪問者数（人）		42	27	24	22	10
	乳幼児訪問者数（人）		530	377	344	386	422
実 施 状況	妊婦健診費助成申請者数（人）		1,011	957	959	943	965

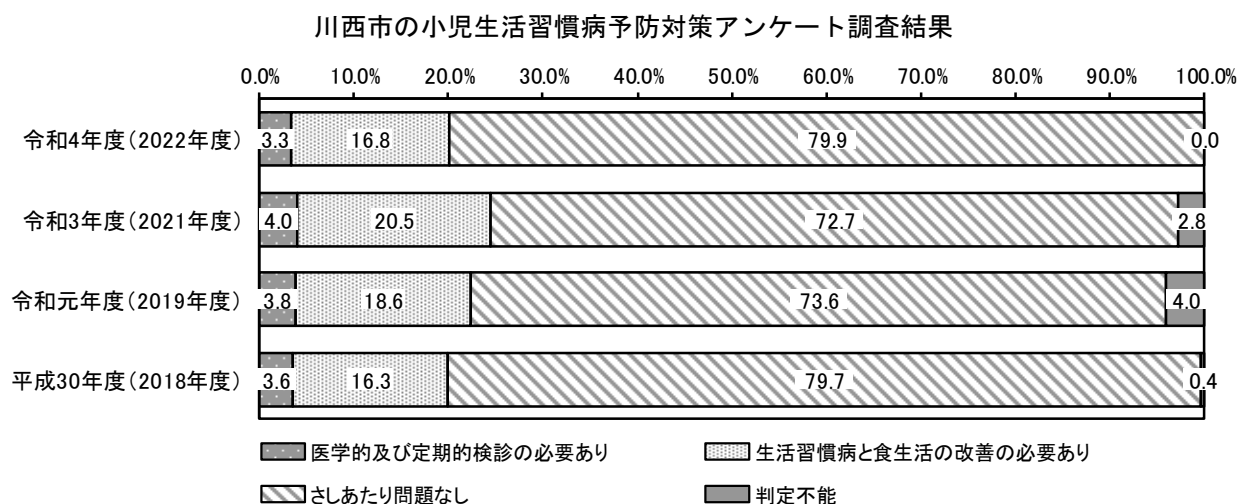
資料：保健センター・予防歯科センター

(4) 児童の肥満の状況

市医師会や市教育委員会による、小学4年生を対象とした小児生活習慣病予防対策アンケート調査によると、令和4年度（2022年度）では、「医学的及び定期的検診の必要あり」が3.3%、「生活習慣と食生活の改善の必要あり」が16.8%、「さしあたり問題なし」が79.9%となっています。

また、各年約2割が「医学的及び定期的検診の必要あり」または「生活習慣と食生活の改善の必要あり」との所見が出ており、小学4年生の5人に1人が生活習慣病に対して何らかの対策が必要とされる状況です。

なお、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を実施していません。



資料：小児生活習慣病予防対策アンケート（市教育委員会）

川西市の幼児・児童の肥満の状況

単位：%

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
4・5歳	3.6	3.9	—	6.0	5.3
小学生	5.0	5.1	—	6.3	6.9

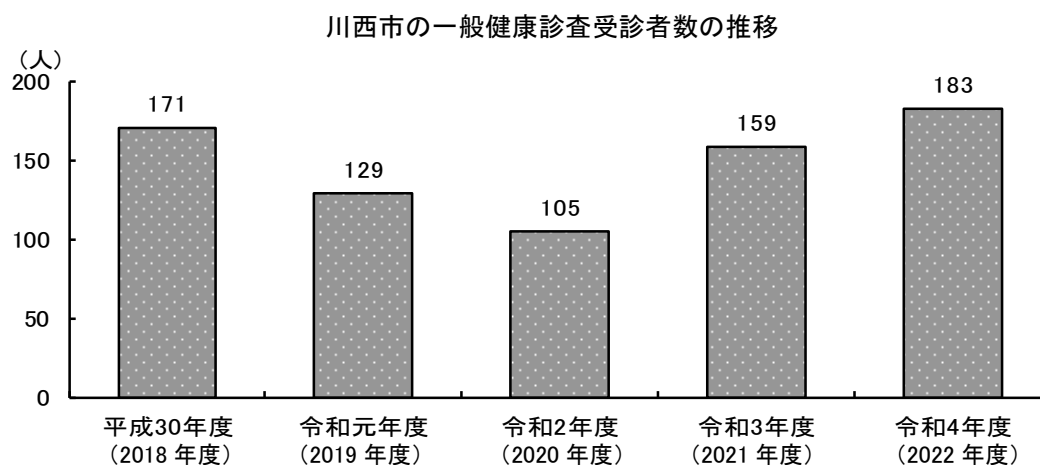
令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を実施していません。

資料：兵庫県伊丹健康福祉事務所

(5) 健康診査の状況

① 一般健康診査受診者数の推移(18歳から39歳)

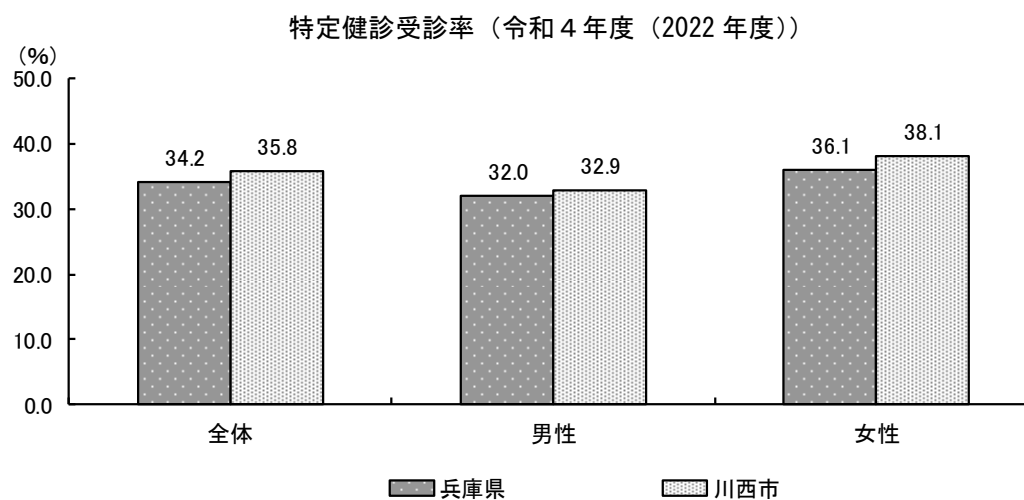
本市保健センターでの一般健康診査の受診者数は、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)に大きく減少したものの、以降は増加しています。



資料：保健センター・予防歯科センター

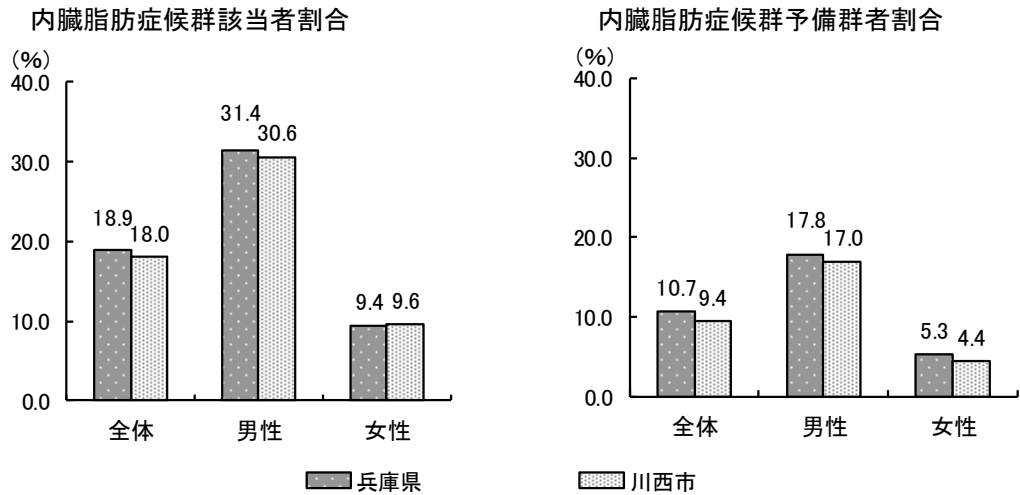
② 特定健診受診率(40歳から74歳)

本市の国民健康保険加入者の令和4年度(2022年度)特定健康診査受診率は、全体で35.8%となっています。また、男性、女性ともに兵庫県を上回っています。



資料：兵庫県特定健診等実施状況

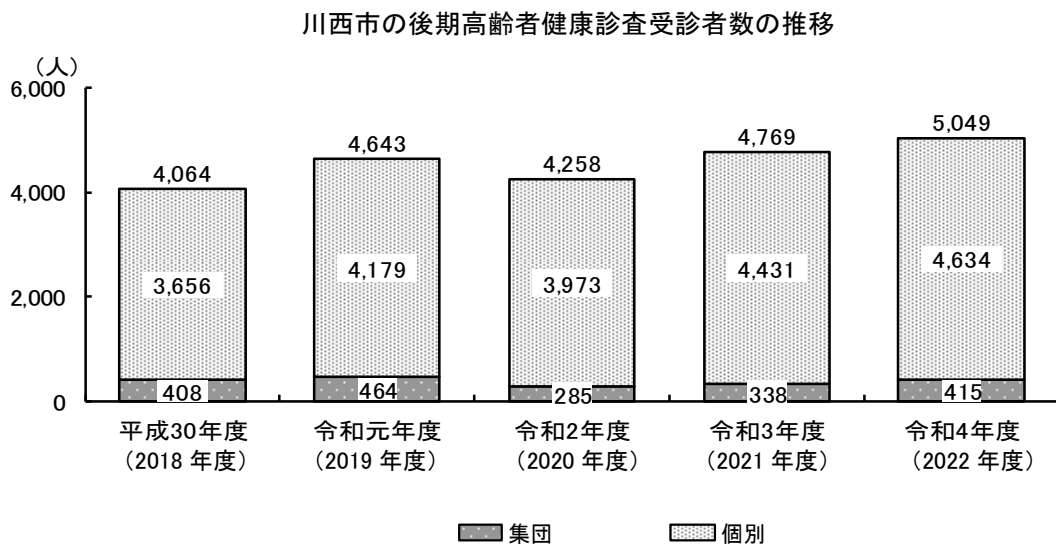
特定健診受診者の内臓脂肪症候群該当者割合及び予備群者割合は、兵庫県と比較すると大きな差異はありませんが、今後においても、生活習慣病予防がますます求められます。



資料：兵庫県特定健診等実施状況

③ 後期高齢者健康診査の状況

本市の後期高齢者健康診査の状況については、各年集団健診に比べ個別健診で受診する人が多く、個別健診の受診者数は集団健診の約 10 倍となっています。また、平成 30 年度（2018 年度）からの推移をみると、全体の受診者数は増加傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）では 5,049 人となっています。

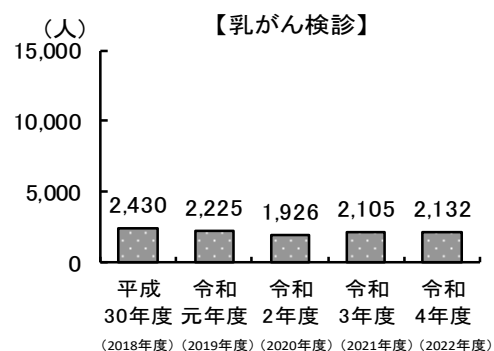
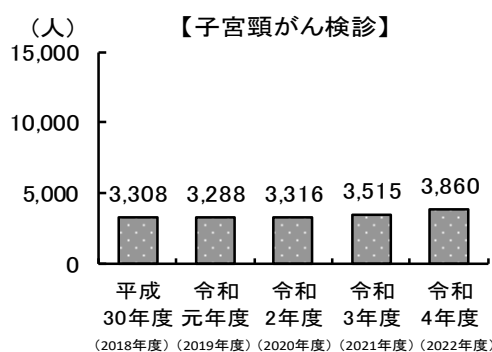
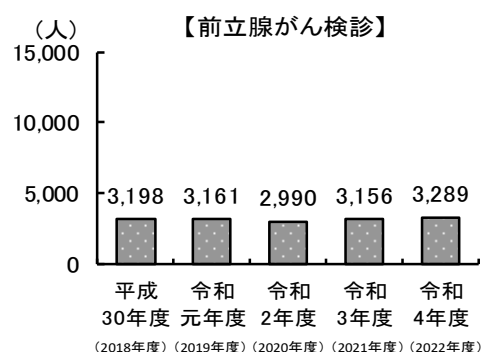
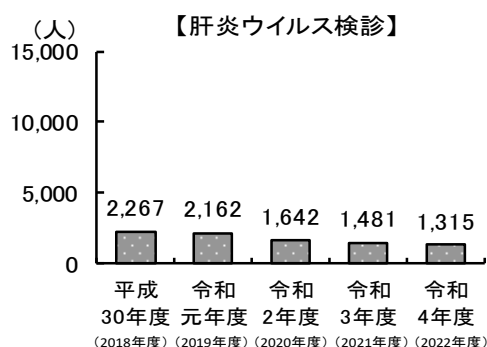
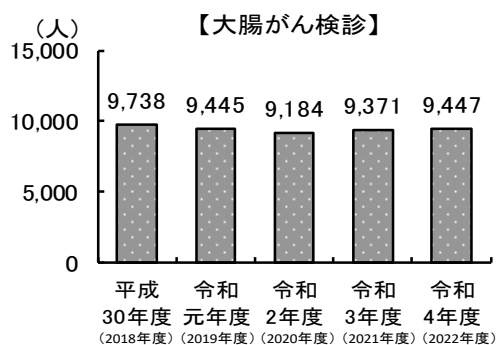
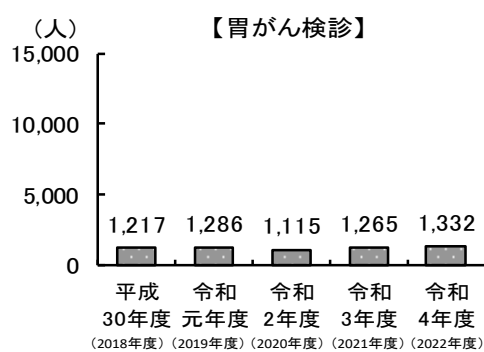
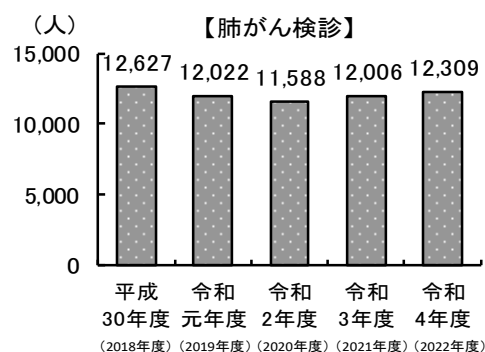


資料：医療助成・年金課

(6) 各種がん検診等状況

本市が実施する各種がん検診の受診者数は、平成30年度（2018年度）と比較すると、子宮頸がん検診で受診者が増加している一方、肝炎ウイルス検診で減少しています。

川西市が実施する各種がん検診受診者数の推移



資料：保健センター・予防歯科センター

(7) 社会資源の状況

① 保健・医療の施設及び従事者

本市には、令和4年（2022年）で7病院、134診療所、71歯科診療所があります。

また、本市における医療従事者は、令和2年（2020年）で医師311人、歯科医師100人、薬剤師422人となっています。

川西市の施設・病床数（各年12月末現在）

単位：か所・床

	病院		一般診療所		病床 総数	歯科 診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数		
平成30年(2018年)	8	2,019	120	9	2,028	74
令和元年(2019年)	8	2,002	127	9	2,011	76
令和2年(2020年)	8	2,002	129	9	2,011	76
令和3年(2021年)	8	2,002	136	9	2,011	74
令和4年(2022年)	7	1,816	134	9	1,825	71

資料：川西市統計要覧

医師・歯科医師・薬剤師数（令和2年（2020年）12月末現在）

単位：人

	川西市		兵庫県		全国	
	総数	人口10万対	総数	人口10万対	総数	人口10万対
医師	311	204.0	15,133	276.9	339,623	269.2
歯科医師	100	65.6	4,141	75.8	107,443	85.2
薬剤師	422	276.8	15,663	286.6	321,982	255.2

資料：兵庫県医師・歯科医師・薬剤師統計
厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計

② 主な保健・医療関係機関

本市の保健・医療事業については、次の関係機関の協力と支援、連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進しています。

川西市の主な保健・医療関係機関

団 体 名
一般社団法人 川西市医師会
一般社団法人 川西市歯科医師会
一般社団法人 川西市薬剤師会
川西市川辺助産師会
兵庫県伊丹健康福祉事務所（保健所）

資料：保健センター・予防歯科センター

③ 主な健康づくり関連団体

本市においては、次の健康づくり関連団体が市医師会や市歯科医師会、行政などと連携しながら、日頃から活発な健康づくりに関する活動に取り組んでいます。

川西市の主な健康づくり関連団体

団 体 名
川西いずみ会
川西・猪名川地域活動栄養士協議会
川西市歯科医師会 地域歯科衛生士グループ“カミングハーモニー”
川西市新田愛育班

資料：保健センター・予防歯科センター

2 川西市健康づくりについてのアンケート調査

① 調査の目的

市民の健康についての取組や考えなどを把握し、計画の評価を行うとともに、今後の健康づくり施策に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

市 民：20歳以上の市民

保護者：乳幼児健康診査の対象児の保護者

③ 調査期間

令和4年（2022年）11月11日（金）～令和5年（2023年）2月16日（木）

④ 調査方法

市 民：郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

保護者：郵送配布・直接回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000 通	852 通	42.6%
保護者	584 通	428 通	73.3%

⑥ 主なアンケート調査結果

- 20～60 歳代男性の肥満者、40～60 歳代女性の肥満者、20 歳代女性のやせの人の割合は、前回より悪化。生活習慣病予防のために、生活習慣（食事や運動など）の改善が必要だと思ふ人の割合は増加しており、生活習慣の改善が必要。
- コロナ禍において「運動量が減った」人の割合が3割半ばとなっており、活動的な生活習慣や運動のきっかけづくりが必要。
- 働き盛りと言われる年代や子育て世代である男性 20～64 歳、女性 20～49 歳でストレスを「毎日感じた」人の割合が高く、ストレスを感じた早い段階でのメンタル面の対策が必要。
- 健康診査等の定期的な受診状況については、受診者が6割半ばとなっているが、「正常値ではなかったが、特に何もしていない」人の割合が約1割となっており、健(検)診の受診率の向上とあわせ、高リスク者に対する啓発が必要。
- 歯周病*と全身疾患の関係について、「知らない」人の割合が約3割となっており、歯と口の健康と全身の健康づくりの関係性についての知識の普及が必要。
- 子育てに自信が持てない親、子どもを虐待していると思ふ親の割合が増加しており、相談支援体制等の充実が必要。

第3章 すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防

基本施策1 栄養・食生活

現状評価と課題

正しい食習慣を身につけることは、生命を維持しながら健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために重要です。食生活は社会的、文化的な営みとして、人々の生活の質との関わりも深いものです。

アンケート調査結果によると、約9割の人がほとんど毎日朝食を食べていますが、20歳代では男女ともに6割程度にとどまっており、若い世代での朝食欠食が目立ちます。また、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べていますか。」では、「ほとんど毎日食べる」人は、年齢が高齢になるにつれて7割を超えるものの、20歳代から50歳代までは5割程度と食事内容まで気にかけている人は少なくなっています。

さらに、食事に当てはまるものについての世代別割合をみると、20歳代男性の45.5%が「量やカロリー」を「あまり気にしない」、30歳代男性の47.8%が「うす味・減塩」を「あまり気にしない」、20歳代男性の54.5%、20歳代女性の50.0%及び30歳代女性52.3%が「手軽さ」を気にする結果となっています。

偏った食習慣の継続は、肥満や生活習慣病の発症につながるだけでなく、高齢になるにつれてフレイルやサルコペニア[※]等も併発する可能性が高くなります。健康寿命の延伸のために、若いうちから規則正しくバランスのとれた食生活を選択する力を養い、心身の健康を増進し、将来に向けた健全な食生活を実践するきっかけづくりを推進します。

施策の推進方向

- (1) 若年層に対する健康維持・増進と次世代の健康を育む対策を推進します。
- (2) 規則正しくバランスのとれた食生活を実践するための情報提供や料理体験などを行います。
- (3) やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上に向け、食環境の改善を呼びかけます。

市民の取り組み

- ・食の尊さや役割、大切さを理解します。
- ・適正体重を知り、体重管理をします。
- ・お米を主食に、主菜・副菜をバランスよく食べます。
- ・野菜の一皿摂取増などを心がけます。
- ・料理の味つけは薄味を心がけます。

事業者等の取り組み

- ・ヘルシーメニューなどのレシピを提供します。
- ・規則正しい食生活やバランスのよい食事について学ぶ機会を提供します。
- ・食に関する地域活動団体は、食のイベントや地域での行事に積極的に参画し、健康に関する情報を発信します。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食事診断の利用促進	保健センターの事業参加者に対し、食事診断を行い適切な指導を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
健康教室の開催	参加者の健康維持・改善を図る多面的な健康教室を開催します。	保健センター・ 予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))	
①食事をすることが楽しいと思う市民の割合	↗	59.9%	70%	
②適正体重を維持している市民の増加 ※1	20~60歳代男性の肥満者	↘	28.8%	20%
	40~60歳代女性の肥満者	↘	14.7%	10%
	20歳代女性のやせの人	↘	23.3%	15%
③朝食を食べない市民の割合	↘	14.7%	10%	

※1 肥満：BMI25以上、やせ：BMI18.5未満

①の現状値：令和4年度（2022年度）川西市市民実感調査

②③の現状値：令和4年度（2022年度）川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策2 身体活動・運動

現状評価と課題

身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての動きのことを指し、運動とは、身体活動のうち、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として計画的・意図的に行われるものを指します。身体活動・運動に取り組むことは、身体機能の維持・向上だけでなく、ストレスの発散など心の健康にも良い影響を及ぼします。

アンケート調査結果によると、運動を1年以上「継続していない」と回答した人の中で、20歳代の女性が3割と最も高くなっており、男性に比べ、女性の方が継続していない割合が高くなっています。

また、運動に取り組むために必要な条件として、「時間的なゆとりがあること」「気軽に利用できる施設があること」「一緒にできる仲間がいること」等が上位に挙がっています。

市民一人ひとりが健康な体を維持していくためには、日頃から意識的に体を動かし、運動習慣を定着させていく必要があります。運動習慣者の増加を図るため、身体活動・運動がもたらす様々な効果について正しい知識の普及啓発を行うとともに、誰もが気軽に運動できる環境づくりや、運動を通じた仲間づくりのための支援が必要です。

施策の推進方向

- (1) 運動習慣を有する子どもの割合を増やし、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図ります。
- (2) 日常生活において、身体活動全体の増加・活発化を促します。
- (3) 日頃から自身の健康を意識しつつ、幸せを実感できる健幸まちづくりに向けた取組を進めます。
- (4) ライフステージやライフスタイルに応じて気軽に健康づくりに取り組めるよう、ICT機器を活用した健康づくりを普及啓発します。

市民の取り組み

- 普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。
- 日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。

事業者等の取り組み

- 子どもたちが、体を使う遊びやスポーツを体験する機会をつくれます。
- 地域で、子どもたちが安心して遊べるように取り組みます。
- 子どもから高齢者の誰もが安心して遊びや身体活動を楽しめるように協力します。
- 健康づくり関係団体において、運動のきっかけをつくれます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
運動実践に関する情報発信と支援体制の整備	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	文化・観光・スポーツ課
日常生活における運動の啓発	歩くことを基本とした取組の実施やきんたくん健康体操の普及に努め、市民の運動習慣の定着を図ります。	保健センター・予防歯科センター
機能訓練の実施	麻痺や拘縮 [※] 等の機能障がい及び日常生活動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。また、介護予防担当所管と協力・連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	保健センター・予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①意識的に運動を心がけている市民の割合 ^{※1}	男 性	↗	68.9%	75%
	女 性	↗	62.2%	70%
②運動習慣者の割合 ^{※2}	男 性	↗	59.1%	65%
	女 性	↗	51.2%	55%

※1 1回30分以上の運動を週2回以上実施または心がけている市民の割合

※2 1回30分以上の運動を週2回以上実施または心がけ、1年以上続けている市民の割合

①②の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策 3 休養・心の健康

現状評価と課題

心の健康は充実した人生を送るための重要な条件の1つであり、生活の質にも大きな影響を及ぼします。心の健康の維持には、休養をしっかりととり、生きがいや趣味を持ち、ストレスと上手に付き合っていくことが大切です。

また、睡眠不足や休養不足は、食欲不振、注意や集中力の低下、生活習慣病、うつ病などを引き起こし、心身の健康に悪影響を及ぼします。

しかし、社会経済情勢の変化とともに、仕事や人間関係、病気等がもたらす過剰なストレスの増大により、心の健康が維持しにくくなってきています。わが国の自殺者数をみると、令和2年（2020年）には増加に転じており、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、経済的な苦境に追い込まれたり、孤立に陥ったりする人が増えたことが要因であると推測されています。自殺のうち、かなりの数はうつ病が背景にあると考えられています。心の健康を維持するために、心の病気への対応を多くの人が理解し取り組むことが必要になります。

アンケート調査結果では、睡眠による十分な休養をとれている人の割合は約5割となっており、平成28年度（2016年度）に実施した前計画策定時の調査に比べて大きな変化はみられませんでした。また、他の年齢と比べて、20歳代男性と30歳代女性はストレスを感じている割合が高くなっています。

心の健康を維持するためには、一人ひとりにあった快適な睡眠や休養が確保できるようにする必要があります。

また、ストレスの解消や悩み・不安を相談できない人に対して、ストレス解消法についての情報提供や心の悩み等の相談先の周知を図っていくことが重要です。

施策の推進方向

- (1) ライフステージに応じた心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、相談支援体制を充実します。
- (2) 心の悩みを持つ人に対する理解を深め、専門・関係機関と連携しながら地域における生活を支援します。
- (3) 過重労働の解消に向け、健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保できるよう努めます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 市民の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- ・適切な量の睡眠の確保や睡眠の質の改善を心がけます。
- ・日頃から不安や悩みを相談できる関係をつくります。
- ・しっかり眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 事業者等の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- ・心の問題を正しく理解し、相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・地域、職域において、心の健康を正しく理解し、早期に心の問題に気づき、相談や適切な対応ができるように関係機関と連携して取り組みます。
- ・企業等における働き方改革の取組を進めます。
- ・保護者が育児の不安を抱え込まないよう、保護者同士の交流の場を設けます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 市の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

施策名	内容	担当課
自殺予防対策	いのちの授業やいのちとこころのセミナーを通じて自尊感情の醸成や自殺予防の周知・啓発を進めるとともに、ゲートキーパー※の育成等による人材育成を通じて自殺予防対策に努めます。	地域福祉課
P T S D対策	犯罪や事故などで生じた被害者（加害者の家族も含む）のP T S D（心的外傷後ストレス障害）※について、県の相談窓口等との連携を図ります。	生活安全課 （地域福祉課）
心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいや来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じます。	障害福祉課

施策名	内容	担当課
カウンセリング事業	同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から、精神障がい者などによるピアカウンセリング※の実施、自助グループ育成の支援などに努めます。	障害福祉課
精神保健対策の連携	精神保健対策の円滑な推進のため、県健康福祉事務所などの関係機関との連携を進めます。	障害福祉課
精神障がい者に対する理解の促進	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を行うとともに、暮らしやすい地域づくりに努めます。	障害福祉課
精神障がい者に対する相談支援	市内に設置している精神障がい者相談員及び市役所と市障がい者基幹相談支援センター並びに委託相談支援事業所で実施している相談支援のさらなる充実を図ります。	障害福祉課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①ストレスを感じた市民の割合※ ¹	↓	68.8%	60%
②睡眠による休養がとれていない市民の割合※ ²	↓	20.4%	19%
③睡眠の確保のために睡眠補助品やアルコールを使うことがある市民の割合※ ³	↓	22.9%	19%

※1 ストレスを「毎日感じた」「時々感じた」市民の割合

※2 睡眠による休養が十分に「とれていないときがしばしばある」「いつもとれていない」市民の割合

※3 睡眠を助けるために、薬やアルコールを使うことが「時々ある」「しばしばある」「常にある」市民の割合

①②③の現状値：令和4年度（2022年度）川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策 4 たばこ

現状評価と課題

喫煙や受動喫煙^{*}は、様々な生活習慣病を引き起こす原因となるものであり、肺がんをはじめとする多くのがんだけでなく、心臓病や脳卒中などの循環器疾患、喘息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）^{*}などの呼吸器疾患などにかかるリスクを高めます。たばこによる健康被害は喫煙年数と関わりがあるため、できるだけ早い段階で禁煙に取り組むことができるよう、啓発や支援を行っていくことが重要です。

さらに、喫煙と受動喫煙の双方の対策に取り組むことで様々な疾病の予防の推進や健康づくりに大きな効果が期待できることから、「喫煙率の低下」や「受動喫煙の防止」が重要とされており、国は平成30年（2018年）に健康増進法の一部を改正し、様々な施設において屋内を原則禁煙とするなど、対策の強化が図られています。

これまで、本市においても、喫煙による健康被害に関する知識の普及を図り、禁煙支援と受動喫煙の防止対策を進めてきました。

しかし、アンケート調査結果によると、喫煙が及ぼす影響について、呼吸器系（肺がん・喘息・気管支炎）以外の健康被害に対する認識は依然として低い状況です。

また、最近1カ月間の受動喫煙の有無については、「ある」が3割を超えており、受動喫煙の場所は、「路上」「家庭」「職場」が上位に挙がっています。

今後も、喫煙が体に及ぼす影響についての周知を図り、受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。

施策の推進方向

- (1) 喫煙による健康被害に関する知識の普及を図り、禁煙支援と受動喫煙の防止対策を進めます。

市民の取り組み

- たばこが体に与える影響についての知識を持ちます。
- 自分にあった禁煙方法を見つけ、チャレンジします。
- 妊娠等をきっかけに家族ぐるみで禁煙に取り組めます。
- 20歳未満の者は興味本位でたばこを吸わないようにします。
- 子どもや妊婦、喫煙をしない人の周りでたばこを吸わないようにします。

事業者等の取り組み

- 公共の場や飲食店等における分煙・禁煙を進めます。
- 学校での喫煙防止教育を継続し、20歳未満の者の喫煙防止に努めます。
- 妊婦や乳幼児のいる場所で喫煙しないように、地域全体で取り組みます。
- 事業所内での受動喫煙防止対策を進めます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
たばこの影響に関する理解の促進	市広報誌やホームページをはじめとする様々な広報媒体による啓発とともに、講演会などの健康教育事業の実施により、たばこの健康への影響に関する情報提供に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター
受動喫煙防止対策	兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例の制定趣旨を受け、市の公共施設における受動喫煙防止対策を講じるとともに、兵庫県の普及啓発事業に協力します。	保健センター・ 予防歯科センター
禁煙支援等の推進	喫煙や受動喫煙による健康被害の啓発など、禁煙教育や相談業務を実施します。	保健センター・ 予防歯科センター
20歳未満の者の喫煙防止対策	健やかな成長の妨げとなる20歳未満の者の喫煙を防止するため、家庭や学校などと連携し、喫煙に関する正しい知識の普及に努めます。	教育保育課

目標とその達成状況

	指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①喫煙が及ぼす健康への影響について知っている市民の割合	呼吸器系 (肺がん・喘息・気管支炎)	↗	90.4%	100%
	循環器系(心臓病・脳卒中)	↗	58.5%	80%
	消化器系(胃潰瘍)	↗	27.5%	50%
	妊娠(妊娠に関連した異常)	↗	58.0%	100%
	口の病気(歯周病・口腔がん)	↗	45.2%	50%
②成人の喫煙率		↘	8.9%	8%
③妊娠中の喫煙率		↘	1.7%	0%

①②③の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策5 アルコール

現状評価と課題

適量を超えた飲酒や毎日お酒を飲む常習飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な病気のリスク要因となるとともに、アルコール依存症や心の健康問題を引き起こす要因にもなります。また、妊婦の飲酒は胎児の発育に影響を及ぼし、20歳未満者の飲酒は身体に与える影響が大きく、成人に比べて短期間で害が現れるなど、飲酒が重大な健康被害を引き起こす可能性があり、若い世代からの正しい知識の普及を進めていく必要があります。

本市においても、アルコールに関する知識の普及や相談窓口に関する情報提供等に取り組んできましたが、アンケート調査結果によると、飲酒頻度は男性の60歳代で「ほぼ毎日飲む」の割合が高くなっています。

また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合において、女性が、平成28年度（2016年度）に実施した前計画策定時の調査より増加しています。女性は男性に比べて血中アルコール濃度が上昇しやすく代謝能力も低いことから、急性アルコール中毒や心身の疾患を発症するリスクが高いため、注意が必要です。

今後も、飲酒による健康被害や依存症を防ぐため、飲酒の影響に関する正しい知識の普及啓発に引き続き努めるとともに、アルコールと健康の問題に無関心な人に加え、特に飲酒のリスクが高い人に対しても、十分な情報がいきわたるような配慮や工夫が必要です。そして、依存症を早期に発見し、相談できる社会的な環境づくりも重要です。

施策の推進方向

- (1) アルコールに対する理解が深まるよう、知識の普及啓発に努めます。
- (2) 20歳未満の者に対しては、飲酒を防止する教育を行います。

市民の取り組み

- ・飲酒が健康に及ぼす影響や自分にとってのアルコールの適量を知り、節度ある飲酒を心がけます。
- ・20歳未満の者、妊婦は飲酒を「しない」「させない」を実行します。

事業者等の取り組み

- ・周りの人に対して飲酒を無理に勧めない環境づくりに取り組みます。
- ・学校での飲酒防止教育を推進します。
- ・妊婦に飲酒を勧めないように地域全体で取り組みます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
アルコールに関する知識の普及	ストレスや不安などの解消をアルコールに頼らない習慣づくりや、アルコールとの上手な付き合い方の啓発に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター
アルコール問題に関する相談窓口の情報提供	アルコール問題を抱える多量飲酒者*やその家族に対して、県が実施する「アルコール相談」について情報提供します。	保健センター・ 予防歯科センター
20歳未満の者の飲酒防止対策	低年齢化が進んでいる20歳未満の者の飲酒を防止するため、家庭や学校、地域において、アルコールに関する正しい知識の普及を図ります。	教育保育課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合* ¹	男 性	15.9%	13%
	女 性	8.6%	6%
②節度ある適度な飲酒について知っている市民の割合* ²	男 性	65.0%	75%
	女 性	60.8%	70%
③妊娠中の飲酒率		2.6%	0%

※1 1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の人

※2 節度ある適度な飲酒：1日平均純アルコールで約20g

(目安は、清酒180ml、ビール中瓶1本500ml)

①②③の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 事業者等の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- 健康づくりや生活習慣病予防についての情報発信に努めます。
- 受診率向上のため、WEB 予約などの健（検）診実施体制の工夫に努めます。
- 医療機関は、健（検）診の結果で精密検査が必要となった人に対し、精密検査の必要性を伝え、早期発見・早期治療につなげます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 市の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

施策名	内容	担当課
がん検診の啓発	早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の有効性などの啓発活動を実施し、無関心層等にも周知を図ります。	保健センター・ 予防歯科センター
がん検診受診率向上	国や市国民健康保険担当等とも連携し、がん検診受診率向上のための施策を実施し、受診率向上をめざします。	保健センター・ 予防歯科センター 国民健康保険課
骨粗しょう症検診	診断結果の説明及び栄養に関する情報提供を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
肝炎ウイルス検診（B型・C型）	肝炎ウイルス検診（B型・C型）受診の必要性に関する広報など、積極的な周知を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
健診の受けやすい環境づくり	市民ニーズにあわせて、特定健康診査や後期高齢者健康診査、胃・胸部等のがん検診を休日に実施します。また、特定健康診査等とがん検診が同時受診できる環境の整備など、より受診しやすい体制づくりを進めます。	保健センター・ 予防歯科センター
健康診査体制の充実	市民の健康の保持・増進を図るため、各種健康診査を実施するとともに、健診結果にあわせたフォロー体制を構築します。	保健センター・ 予防歯科センター
検診結果の活用	検診結果の受診者ごとの経年変化を把握するなど、適正な結果分析及び情報提供を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
半日人間ドック	市民の健康管理の一環として簡易（3時間程度）に受診できる人間ドックを実施します。	保健センター・ 予防歯科センター
各種精密検査	保健センター内メディカルセンターで、各種精密検査を継続します。	保健センター・ 予防歯科センター
特定保健指導	特定保健指導の実施レベルの向上に努め、利用者数の増加を図るとともに生活改善を支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
健康相談体制	健診結果の動向や市民の要望にあわせてテーマを設定しての健康相談や、個人の状況にあわせた訪問指導や電話・面接相談により、健康の維持・向上を支援します。	保健センター・ 予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))	
①健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合		↗	72.6%	80%	
②がん検診受診率	胃がん検診	男 性	↗	52.0%	60%
		女 性	↗	35.1%	60%
	肺がん検診	男 性	↗	48.9%	60%
		女 性	↗	40.9%	60%
	大腸がん検診	男 性	↗	50.2%	60%
		女 性	↗	42.7%	60%
	子宮頸がん検診※ ¹	女 性	↗	40.9%	60%
乳がん検診	女 性	↗	39.2%	60%	
③LDL コレステロール値が基準値※ ² を超える市民(国民健康保険加入者)の割合【参考】		↘	56.4%	52%	
④血圧が基準値※ ³ を超える市民(国民健康保険加入者)の割合【参考】		↘	47.8%	44%	

※1 20歳以上が対象、他は40歳以上が対象

※2 LDL コレステロール 120mg/dl

※3 収縮期血圧 130mmHg

①の現状値：令和4年度(2022年度)川西市市民実感調査

②の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

③④の現状値：川西市国民健康保険第3期データヘルス計画

第4章 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり

基本施策1 親と子の健康

現状評価と課題

子どもの健やかな成長や親と子の健康保持増進のためには、妊娠期から、妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減を図り安心して子育てができることが大切です。

そのためには、身近な人の支えや、医療機関、行政等からの専門的な支援が十分に得られる環境の整備や相談しやすい体制づくりなど切れ目ない支援を行うことが必要です。

アンケート調査結果から、子育てのことで気軽に相談できる相手がいる人の割合は9割を超えており、相談相手は「配偶者」「祖父母、きょうだい等の親族」「同じ年ごろの子どもの親」などが上位に挙がっています。相談内容は、「子どもの成長について」「接し方・遊び方について」「子育てと仕事の両立について」など、その内容は様々です。

その一方で、子育てについて自信が持てないことがある保護者が3割、子どもとの関係に悩むことがある保護者の割合が5割となっています。また、子どもを虐待しているのではないかと思うことがある保護者もいます。

核家族化や共働き世帯の増加など家庭環境が多様化する中、すべての子育て家庭が孤立せず安心して子どもを産み、健やかに育てていくために、妊娠期から相談や保健指導、定期的な健康診査等を切れ目なく実施するとともに、地域ぐるみで子育てを支援し、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していくことを推進します。

施策の推進方向

- (1) 妊娠期から子育て期にわたって、子どもの成長を見守り、保護者が孤立せず、安心して子育てできるよう切れ目ない支援をより充実していきます。
- (2) すべての子どもが健やかに育つよう、健康診査や相談等を関係機関と連携しながらきめ細やかに実施します。なお、健診未受診者に対しても状況把握に努めます。

市民の取り組み

- ・ 妊婦健康診査を受診します。
- ・ 乳幼児健康診査や予防接種を受けます。
- ・ 妊娠や出産、子育てに関する情報を積極的に入手し、知識を深めます。
- ・ 妊娠前からパートナーや家族と出産や子育てについて話し合い、健康づくりに取り組みます。
- ・ 一人で悩まず、周りの人とのコミュニケーションを大切にします。
- ・ 必要に応じて身近な相談窓口や専門的な窓口相談します。

事業者等の取り組み

- ・ 声をかけ合うなど、地域の見守りを進めます。
- ・ 子育ての不安や悩みを持つ保護者の気持ちに寄り添い、相談相手になります。
- ・ 学校や保育所等において、適切な生活習慣を身につけるための教育を推進します。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
妊娠期から子育て期にわたる一体的支援	児童福祉と母子保健の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまで一体的に切れ目なく支援します。	こども若者相談センター 保健センター・ 予防歯科センター
治療費・検査費の助成事業(不育症・不妊治療ペア検査)	不育症の治療費及び検査費、夫婦で受けた一般不妊治療のために必要な検査費の一部を助成します。	保健センター・ 予防歯科センター
母子健康手帳の交付	妊娠、出産、新生児及び幼児期の健康の記録ができ、かつ情報が得られる母子健康手帳を交付し、母子の健康管理と親になることに主体的に取り組めるよう支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
妊婦健康診査費の助成事業	妊婦健康診査費用の一部を助成します。	保健センター・ 予防歯科センター
低所得妊婦初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成します。	保健センター・ 予防歯科センター
妊産婦への面接指導	すべての妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目ない支援を行います。妊娠届出時・妊娠後期・出産後に専門職がアンケートや面談などを実施し、必要なサービスにつなぎ支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
マタニティマークの普及と啓発	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダーなどを配布するとともに、市民への周知、啓発に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター

施策名	内容	担当課
妊娠中の学習会	妊娠・出産・育児に関する学習会を親になる人やパートナーを対象に実施します。知識や手技の習得や、パートナーと協力して子育てする意識の向上、地域の教室での出会いを通して孤立や育児不安の軽減を図り、安心して、妊娠、出産、育児ができるよう支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
妊婦への訪問	妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行います。また、必要により関係機関と連携し、妊婦とその家族を支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
早期の養育支援	養育上支援を必要とする親子または妊婦の情報を、医療機関から診療情報提供方式にて入手し、早期に対象を把握し専門職が家庭訪問を行い支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
支援を要する母子への保健指導	母子の心身の健康管理や保持増進のため、訪問を希望する人や若年などの支援を必要とする人へ家庭訪問等を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査により、発育、発達、生活習慣、子育て状況の把握を行い、疾病のスクリーニング*と子育て相談に応じ、妊娠期から継続して切れ目ない支援を行います。 また、未受診児に対しては家庭訪問を実施し、状況の把握に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター
多胎児への支援	多胎児の妊産婦へ情報提供や必要に応じて訪問等の支援をします。 また、保護者同士の交流の場として多胎児交流会を実施します。	保健センター・ 予防歯科センター こども若者相談 センター
未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付します。	保健センター・ 予防歯科センター
幼児精神精密健康診査	乳幼児健康診査等で精神発達面において専門的な助言が必要な場合に、医師などによる発達相談、助言により幼児の健全な発達を促すことに努めます。 また、必要に応じて継続支援の実施、相談支援等必要な機関を紹介します。	保健センター・ 予防歯科センター
就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関や関係所管と連携しながら、相談体制や相談内容の充実に努め、子どもの成長に応じた支援を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
定期予防接種の推進	国の定期的な予防接種等の施策を推進することで、個人の病気の感染と、社会全体の流行を防ぎます。 また、適切な接種のため、接種医療機関の確保や体制づくりを行うとともに、市民への周知を図ります。	保健センター・ 予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①乳幼児健康診査受診率(健診後の状況把握者含む)		↗	99.9%	100%
②MR(麻しん・風しん)第1期の予防接種を終了している人の割合		↗	93.3%	100%
③妊娠から出産、及び産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合		↗	86.1%	90%
④かかりつけの小児科医(医師)を持っている親の割合	1歳6か月児健診時点	↗	83.0%	100%
	3歳児健診時点	↗	92.8%	100%
⑤事故防止対策を実施している親の割合	1歳6か月児健診時点	↗	86.8%	100%
	3歳児健診時点	↗	87.0%	100%
⑥子育てに自信が持てない親の割合	1歳6か月児健診時点	↘	34.0%	20%
	3歳児健診時点	↘	42.0%	20%
⑦子どもを虐待していると思う親の割合	1歳6か月児健診時点	↘	5.7%	0%
	3歳児健診時点	↘	5.8%	0%
⑧ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	1歳6か月児健診時点	↗	90.6%	95%
	3歳児健診時点	↗	79.7%	85%
⑨育児について相談相手のいる親の割合	1歳6か月児健診時点	↗	88.7%	100%
	3歳児健診時点	↗	92.8%	100%
⑩妊娠中の喫煙率【再掲】		↘	1.7%	0%
⑪妊娠中の飲酒率【再掲】		↘	2.6%	0%

①の現状値：川西市 乳幼児健康診査実績(令和4年(2022年))

②の現状値：川西市 予防接種実績(令和4年(2022年))

③～⑪の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策2 学童・思春期の健康（学校保健等）

現状評価と課題

子どもにとって、身体活動が身体的・心理的・社会的に良い影響を及ぼすと言われています。そのため、運動習慣を有する子どもの割合を増やすことで、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図り、健康で活力に満ちた長寿社会の実現につなげることが重要です。

また、健康づくりに必要な正しい知識や行動を身につけ、自ら考え適切な行動をとれるようになることが重要です。近年、インターネットやゲームの過剰な利用が社会問題にもなっており、上手く活用する能力や知識を身につけることも重要です。

さらに、子どもの健康の保持・増進については、保健や医療の関係者だけでなく、教育機関との連携も重要となります。また、必要時に一人で問題を抱えず相談できるようにすることが必要です。

思春期以降の健康管理の大切さを見据えて、学童・思春期から喫煙、飲酒、薬物乱用（市販薬等の過剰摂取を含む）の防止及び性教育の充実に総合的に取り組む必要があり、保護者に対しても正しい知識の啓発が必要です。そして、健康的な発育や生活習慣形成のために、その基礎づくりとして、学童・思春期から生活習慣病予防に取り組む必要があります。

施策の推進方向

- (1) 運動習慣を有する子どもの割合を増やし、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図ります。
- (2) 喫煙や飲酒、薬物乱用（市販薬等の過剰摂取を含む）の防止を図るため、イベント等を通して啓発を強化します。
- (3) 体と心の健康を自らがつくるなど、体と心を一体としてとらえた教育や相談を進めます。

市民の取り組み

- 子どもが自分の体を大切にできるよう、普段から子どもの話を聞き、受けとめるようにします。
- 地域の子どもの成長に関心を持ち、必要に応じて助けあいます。
- 子ども同士の遊びを通じた体を動かす機会を増やします。
- 親子で生活習慣病について学び、正しい生活習慣を身につけます。
- 必要に応じて身近な相談窓口や専門的な窓口にご相談します。

事業者等の取り組み

- 子どもの成長を見守り、子どもの変化に気を配り、声かけ等を行います。
- 家庭と地域のつながりがより強くなるよう努めます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
関係機関の連携による健康や栄養指導	学校医や学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との協力体制を推進し、健康や栄養指導の充実を図ります。	教育保育課
スポーツ活動の推進	クラブ活動において、健康スポーツ医学の考え方を取り入れた運動を奨励し、スポーツを通して健康の保持や増進を図ります。	教育保育課
健康教育の推進、保健学習や指導	生涯を通じて生命を大切にし心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進と児童や生徒の心のケアの充実のために、心と体を一体としてとらえた保健学習と指導に努めます。	教育保育課
児童生徒のための相談体制の整備	児童や生徒の心の問題に迅速に対応し、気軽に相談できる体制を整備します。	こども若者相談センター
教職員の指導力の向上	いじめやカウンセリングなどに関する教職員の研修を充実させ、児童や生徒の心の健康を推進する実践的な指導力の向上に努めます。	教育保育課
児童生徒の心の健康問題に対する総合支援	ストレスの増大などにより心に問題を抱える児童生徒や、発達に課題があるなど特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個々の状況に応じ支援が求められている中、関係機関と連携しながら、充実したカウンセリングの構築をめざします。	こども若者相談センター
不登校生への支援	不登校については、児童生徒の思いを受けとめ、理解を深めながら、保護者や関係機関の連携強化に努めます。	こども若者相談センター
アルコールやたばこ、薬物対策の強化	飲酒や喫煙、シンナー、薬物乱用（市販薬等の過剰摂取を含む）の防止に努めるとともに、心身に与える影響について正しい知識の普及に努めます。	教育保育課

施策名	内容	担当課
学校安全の推進	児童や生徒の安全意識を高め、学校管理下における事故の減少を図るなど、学校安全の一層の推進を図ります。	教育保育課
家庭や地域、学校の連携による学校保健活動	学校保健委員会での取組や保健教育などを通して、学校関係者のみならず、家庭や地域との連携を深め、三位一体となった学校保健活動を推進します。	教育保育課
家庭での健康づくり支援	生活の基盤である家庭で、心の健康や正しい食生活、適切な運動など健康づくりのための知識を家族ぐるみで学べるよう、効果的な啓発活動に取り組みます。	教育保育課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①健康診断結果(眼科・耳鼻科・歯科)をもとに行った受診勧告を受けて、病院受診した割合(小学校・特別支援学校小学部)	↗	55.5%	65%
②健康診断結果(眼科・耳鼻科・歯科)をもとに行った受診勧告を受けて、病院受診した割合(中学校・特別支援学校中学部)	↗	32.7%	40%

①②の現状値：教育保育課（令和4年（2022年））

基本施策3 青壮年期・高齢期の健康

現状評価と課題

青壮年期は、仕事や子育てなどで生活が充実する時期です。しかし、ライフスタイルが目まぐるしく変化することで、健康管理は疎かになりがちです。

アンケート調査結果によると、20歳代の男女ともに朝食の欠食が目立ちます。毎日朝食をとり、バランスの良い食事をすることで生活習慣の改善につなげることが重要です。

また、日々の生活の中で運動をする時間的なゆとりがないなどの理由により、運動している人の割合は男女に関わらず平成28年度（2016年度）に実施した前計画策定時の調査からの増加傾向はみられません。特に、運動を1年以上「継続していない」と回答した人の中で20歳代の女性が約3割を占め、最も高くなっていることから、気軽に運動できる環境づくりが必要です。

さらに、20歳代男性と30歳代女性はストレスを感じている割合が高くなっています。社会的役割が増える一方で、心身機能が徐々に低下し、健康や体力に不安を感じることから、心の問題を抱えやすくなります。

このことから、体調管理をはじめとした生活習慣病予防に関する取組に重点をおき、ストレス対処法についての周知や心が疲れた時の相談体制の充実を図る必要があります。なお、女性については、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、人生の各段階における健康課題の解決を図ることが重要です。

高齢期では、家族構成や働き方も変化し、豊かな老後を過ごすための時期に入ります。段階的に社会とのつながりが弱くなる傾向があるため、第二の人生に向けて新たな仕事や趣味などを通じて生きがいを見つけ、地域活動に参加できるよう、健康の維持管理が重要になります。

また、高齢世代のやせは、肥満よりも死亡率が高くなると言われています。BMI 20以下の人の割合は、疾病や老化などの影響を受け、65歳以上で年齢の上昇にともない増加します。今後、75歳以上の人口が急増し、要介護者の大幅な増加が見込まれる中で、低栄養傾向の高齢者の増加を抑制することは、健康寿命の延伸に寄与する可能性が高く重要です。

アンケート調査結果では、フレイルの言葉も意味も知らない人の割合が、男性の65～74歳の半数、女性の65～74歳の約4割となっており、フレイルに関する情報提供等が必要です。

高齢期は加齢にともなう身体の変化、体力の低下がみられる時期でもあります。介護予防の観点からも、身体機能の維持に向けた運動の実施、栄養バランスのとれた食事と、噛む力、飲み込む力といった口腔機能を維持し、自分に合った食生活を実践する等、健康の維持増進のための取組が求められます。

施策の推進方向

- (1) より早期からのフレイル予防・オーラルフレイル^{*}予防に取り組みます。
- (2) 適正な食生活を実践するための情報提供や料理体験などを行います。
- (3) 高齢者の歯の喪失予防や口腔機能の低下を防止することで、8020 健康長寿社会の実現を図ります。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 市民の取組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- ・ 普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。
- ・ 日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。
- ・ お米を主食に、主菜・副菜をバランスよく食べます。
- ・ 食後や就寝前には、歯みがきなどで歯と口のケアをします。
- ・ 定期的に健康診査や歯科健診を受けます。
- ・ かかりつけ医・歯科医・薬局を持ちます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 事業者等の取組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- ・ 健康づくり関係団体において、運動のきっかけをつくれます。
- ・ 食に関する地域活動団体は、食のイベントや地域での行事に積極的に参画し、健康に関する情報を発信します。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食事診断の利用促進【再掲】	保健センターの事業参加者に対し、食事診断を行い適切な指導を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
健康教室の開催【再掲】	参加者の健康維持・改善を図る多面的な健康教室を開催します。	保健センター・ 予防歯科センター
日常生活における運動の啓発【再掲】	歩くことを基本とした取組の実施やきんたくん健康体操の普及に努め、市民の運動習慣の定着を図ります。	保健センター・ 予防歯科センター
機能訓練の実施【再掲】	麻痺や拘縮等の機能障がい及び日常生活動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。 また、介護予防担当所管と協力・連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者に対し、介護予防と健康づくりのためのハイリスクアプローチ※、ポピュレーションアプローチ※を実施することで、介護・疾病・重症化予防等を一体的に実施します。	保健センター・ 予防歯科センター
歯周病検診 歯周病予防啓発事業 口腔機能の維持・向上事業	歯周病の予防と早期発見、オーラルフレイル予防等、生涯を通じた歯と口の健康づくりに関する知識を普及啓発するため、歯科健診や歯科相談、口腔がん検診を実施します。 また、歯と口の健康に必要な最新情報の提供や口腔疾患の予防・治療、生活習慣病を予防・改善するために必要な食生活や歯と口の健康の関係等についてのセミナーや教室を開催します。	保健センター・ 予防歯科センター 医療助成・年金課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①「フレイル」の言葉も意味も知っている市民の割合	↗	36.2%	50%
②「オーラルフレイル」の言葉も意味も知っている市民の割合	↗	23.2%	40%
③低栄養傾向の高齢者の割合※ ¹	↘	24.0%	13%
④健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合【再掲】	↗	72.6%	80%

※1 BMI20以下の高齢者(65歳以上)の割合

①②③の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

④の現状値：令和4年度(2022年度)川西市市民実感調査

ライフステージに応じた健康の取り組み

基本施策	乳幼児期（妊娠期含む）	学童・思春期（6～17歳）	青壮年期（18～64歳）～ 高齢期（65歳～）
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> 子どもだけでなく、親も食生活に関する意識を高めます。 3食きちんと食べます。 	<ul style="list-style-type: none"> 食の尊さや役割、大切さを理解します。 食事の手伝いをします。 適正体重について学びます。 無理なダイエットはやめま す。 朝食をきちんととります。 3食バランスよく食べます。 早寝、早起きを心がけます。 食事や健康について学びま す。 	<ul style="list-style-type: none"> 食の尊さや役割、大切さを理解します。 適正体重を知り、体重管理をします。 お米を主食に、主菜・副菜をバランスよく食べます。 料理の味つけは薄味に心がけます。 食後や就寝前には、歯みがきなどで歯と口のケアをしま す。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> 外で元気に遊べます。 遊びを通して、親子のコミュニケーションを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・運動に親しみをもちます。 家の中での遊び以外に外遊びもします。 汗を流して、体を動かす楽しさを知ります。 体を動かすための時間をとります。 	<ul style="list-style-type: none"> 普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。 日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。
休養・心の健康	<ul style="list-style-type: none"> 一人で悩まず、相談します。 子育て支援に関する情報を積極的に利用します。 しっかり眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 親子のコミュニケーションをしっかりとります。 ストレスの解消法を見つけます。 悩みを相談できる人を見つけます。 しっかり眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な量の睡眠の確保や睡眠の質の改善を心がけます。 日頃から不安や悩みを相談できる関係をつくります。 しっかり眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> 目につくところにたばこを置かないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> たばこを吸わないようにします。 たばこが体に与える影響についての知識を持ちます。 たばこを興味本位で吸わないようにします。 友人に誘われても断る勇気を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> たばこが体に与える影響についての知識を持ちます。 自分にあった禁煙方法を見つけ、チャレンジします。 子どもや妊婦、喫煙をしない人の周りでたばこを吸わないようにします。
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの手の届くところに、お酒を置かないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒が体に及ぼす影響について知ります。 興味本位でお酒を飲まないようにします。 友人に誘われても断る勇気を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒が健康に及ぼす影響や自分にとってのアルコールの適量を知り、節度ある飲酒を心がけます。 20歳未満の者、妊婦は飲酒を「しない」「させない」を実行します。
健康診査・各種検診・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善を心がけます。 乳幼児健康診査や予防接種を受けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分にとって適正な体重と血圧を知るとともに、定期的に測定します。 毎年1回、健（検）診を受けて結果を記録に残し、再検査や精密検査が必要な場合は必ず受診します。 メタボリックシンドロームを正しく理解します。 かかりつけ医・歯科医・薬局を持ちます。

第5章 歯と口の健康づくり

基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上

現状評価と課題

歯周病は、糖尿病や脳卒中、心血管疾患などの生活習慣病や、認知症、誤嚥性肺炎など全身疾患の発症に関わることが明らかになっているため、歯及び口腔の健康づくりは非常に重要です。

また、歯や口腔の健康の衰えは、栄養不足等の問題にもつながるため、80歳で20本以上自分の歯を保つことをめざし、生涯、口から食事がとれるよう、幼少期から歯や口腔のケアを行うことが大切です。健康な歯でしっかり噛んで食べることは、脳の活性化にもつながり、認知症予防等に役立ちます。

アンケート調査結果によると、歯と口の健康のために普段気をつけていることについて、「食後に歯みがきや口をすすぐことを心がけている」「歯間ブラシや糸ようじなどの補助的清掃用具を使っている」「定期的（年に1回以上）に歯科医院で歯の健診を受けている」などの意見が上位に挙がっています。

歯周病と全身の健康について知っていることは、「糖尿病だと歯周病にもかかりやすく、また歯周病が糖尿病を悪化させる」が約4割と最も高く、次いで「喫煙は歯周病にかかりやすくし、歯周病を悪化させる」が3割半ば、「歯周病菌が動脈硬化を促進することがある」が約3割となっています。

口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することへの認知度は、4割半ばであり、性・年齢別でみると、50歳以上の女性で「知っている」の割合が高くなっています。

お子さんのむし歯*予防のために気をつけていることについては、「仕上げ磨きを毎日している」「フッ素（フッ化物）入りの歯みがき剤を使用している」「甘い食べものや飲みものとり方に注意する」などの意見が上位に挙がっています。

令和4年（2022年）6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）に、国民が年代問わず歯科健診を受けられる制度の実現をめざす方針として「国民皆歯科健診」が盛り込まれました。

今後も、歯や口腔の健康づくりのため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けることが必要です。また、「8020 運動」の推進に向け、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組むとともに、「よく噛み、じょうずに飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを進めることが必要です。

ライフステージの特性

【 妊娠期・胎児期 】

女性ホルモンの分泌量の増加、食生活の変化やつわり等により口腔衛生状態が悪化しやすい状態になり、歯周病にかかりやすく、重症化しやすい時期です。

また、重度の歯周病は低体重児出産の原因になるなど、本人だけでなく胎児にも影響を与えていると言われています。

【 乳幼児期 】

乳歯が生え、食生活の基本ができる時期です。

発育に応じた指導と、むし歯の発生や進行に影響する食生活や生活習慣に対する対策が必要です。

【 学童・思春期 】

乳歯から永久歯に生え替わる時期です。生えたての永久歯はむし歯になりやすく、また、5、6歳頃から11、12歳頃は、乳歯と永久歯が混在して、交換期のグラグラした歯や生えかけの歯があるために、隅々までの歯みがきが難しい状態にあります。

その上、食事面でも上手に噛むことが難しく、口の中が汚れやすくなることなど、歯肉炎^{*}をおこしやすい環境となり、この時期の歯肉炎は成人の歯肉炎や歯周病の引き金になることが考えられます。

保護者のサポートとともに自身の健康に対する意識の向上が求められます。また、20歳以上の成人の約8割が歯周病になっていると言われていたため、小学校高学年頃から、むし歯に加え歯肉炎の予防についても歯科保健指導の課題となってきます。

【 青壮年期 】

歯周病対策を進めるためには、自己によるセルフチェックやケアと歯科専門家によるプロフェッショナルチェック（定期歯科健診）やケア（歯石除去や PMTC[※]）の両方が大切です。また、歯周病や糖尿病、喫煙、心疾患等の生活習慣病や早産との関係に関する知識を深めることも大切です。

【 高齢期 】

加齢にともない、入れ歯の使用や口の乾燥、だ液の減少等で歯の自浄作用が低下することにより、歯や口のトラブルをおこしやすくなります。

この軽微な口腔機能の低下から始まる口の衰えを「オーラルフレイル」と言い、全身の虚弱（フレイル）の入り口と言われています。

筋力の低下や歯の喪失等による、噛んで飲み込むなどの口腔機能の低下を防止することで、8020 健康長寿社会の実現を図ります。

施策の推進方向

- (1) 関係機関との連携により、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組み、「8020 運動」の推進に努めます。
- (2) 「噛む・かむ・カミング 健康づくり ～ひとくち 30 回運動～」を推進するため、「よく噛み、じょうずに飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進します。
- (3) 歯周病を有する人を減少させることにより歯の喪失を防止するとともに、糖尿病等の全身疾患の重症化リスクの軽減等により全身の健康の保持・増進を図ります。

市民の取り組み

- よく噛んで食べることを意識します。
- 食べ物や飲み物の選び方、食べ方にも気をつけます。
- 毎日1回はていねいに、歯ブラシによる歯みがきや、歯間ブラシや糸ようじ（デンタルフロス）など、歯ブラシ以外の道具を使用したセルフケアを行います。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期歯科健診や歯石除去、歯面清掃などを受けます。
- 異常や自覚症状等、気になることがあるときは早めに受診します。
- 口腔の健康が全身の健康に関係することを知ります。
- 自分や家族の歯や口の健康に興味を持ちます。
- 歯と口の健康セミナーや広報など市が発信する情報などに興味を持ちます。

事業者等の取り組み

- 市歯科医師会や、歯科衛生士会等の団体は歯の健康づくりのために、かかりつけ歯科医を持つことやよく噛んで食べることを普及し、「8020運動」を推進します。
- 生涯を通じた歯の健康づくりのため、市や各種機関と連携して、定期的な健診の受診、ブラッシング指導、口腔機能向上等を推進します。

市の取り組み

施策名	内容	ライフステージ	担当課
妊婦歯科健診 妊婦歯科保健指導	妊娠をきっかけに重症化しやすい歯周病の予防や、妊娠中につくられる子どもの歯についての知識等、母子ともに生涯健康な自分の歯で過ごすための情報を提供します。	妊娠期 胎児期	保健センター・ 予防歯科センター
乳幼児歯科健診 乳幼児歯科保健指導	母子保健法に基づく乳幼児歯科健診のほか、ライフサイクルに応じた歯科健診、歯科保健指導により、乳歯から永久歯への健全な口腔の育成や食べる力を育てるための情報提供や支援をします。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター 教育保育課
学校歯科健診 歯科保健啓発事業	毎年の歯科健診に加え、乳歯から永久歯への交換期にあわせて歯みがきの確認や、むし歯や歯周病の知識を普及啓発します。	学童・思春期	教育保育課

施策名	内容	ライフステージ	担当課
歯周病検診 歯周病予防啓発事業 口腔機能の維持・向上事業【再掲】	歯周病の予防と早期発見、オーラルフレイル予防等、生涯を通じた歯と口の健康づくりに関する知識を普及啓発するため、歯科健診や歯科相談、口腔がん検診を実施します。 また、歯と口の健康に必要な最新情報の提供や口腔疾患の予防・治療、生活習慣病を予防・改善するために必要な食生活や歯と口の健康の関係等についてのセミナーや教室を開催します。	青壮年期 高齢期	保健センター・ 予防歯科センター 医療助成・年金課
歯と口の健康 週間事業	一生自分の歯でおいしく食べ、楽しく健康に生活するため、基本となる「歯と口の健康」について意識啓発となる事業や催しを行います。	全世代	保健センター・ 予防歯科センター
「かかりつけ歯科医」の推進 定期歯科健診・定期歯石除去の啓発	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。		

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①むし歯のない3歳児の割合	↗	92.4%	95%
②4本以上のむし歯を有する3歳児の割合	↘	1.5%	0%
③40歳以上で進行した歯周病を有する市民の割合	↘	10.0%	8%
④50歳以上でよく噛んで食べることができる市民の割合	↗	65.4%	80%
⑤80歳で20歯以上の自分の歯を有する市民の割合	↗	79.6%	85%
⑥定期的に(年1回以上)歯科健診を受けている市民の割合	↗	50.4%	95%
⑦かかりつけ歯科医を持っている市民の割合	↗	75.1%	80%

①～⑤の現状値：令和4年度(2022年度)川西市 歯科健診

⑥⑦の現状値：令和4年度(2022年度)川西市市民実感調査

基本施策2 支援が必要な人の健康づくり

現状評価と課題

障がい者（児）や要介護者などの特別な配慮を要する人は、身体機能や認知機能の障がいなどにより、自ら口腔のケアを行うことや歯科受診が困難な場合があるため、むし歯や歯周病などになりやすい状況にあります。自身での口腔ケアや、介助者による口腔ケアを支援するとともに、診療には特別な配慮の必要があります。

口腔ケアの不足や口腔機能の低下は、発熱や肺炎等全身の健康へも影響を及ぼします。そのため、口腔機能を維持・向上させることで、疾病の発症リスクの低減や要介護状態等の重度化防止を図る必要があります。

アンケート調査結果をみると、60～64歳の男性で口腔機能を維持・向上する方法を知らない人が多くなっています。

加齢ともなって、健康な人も口腔機能の低下がみられるなどの経過を経て介護が必要となる傾向があるため、介護をまだ必要としない高齢者に対する介護予防のための口腔ケアの普及や口腔機能の維持についても、あわせて取り組みます。

要介護者・障がい者（児）の特性

- ・歯みがき等の口の手入れを自分では十分にできないことがあり、むし歯や歯周病のリスクが高くなります。
- ・要介護や障がいの状態によっては、コミュニケーションがうまくとれないことで、歯の痛みや入れ歯の不具合等を十分に伝えられず、むし歯や歯周病の症状が進行してしまうことがあります。また、それらは食欲の低下や栄養不良につながり、全身の健康にも影響を与えます。
- ・だ液分泌の減少等口腔機能が低下することで、食べ物やだ液などを誤嚥しやすくなります。誤嚥により口の中の細菌が肺に入ること、「誤嚥性肺炎」をおこしやすくなります。肺炎は、高齢者の死因の上位になっているため、注意が必要です。
- ・服用している薬によっては、だ液の分泌を抑え、歯ぐきの炎症や肥大をまねくものもあります。

第6章 食育推進による健幸まちづくり

～川西市食育推進計画～

食は命の源であり、私たちが生きていくために食は欠かせないもので、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための基礎となるものです。

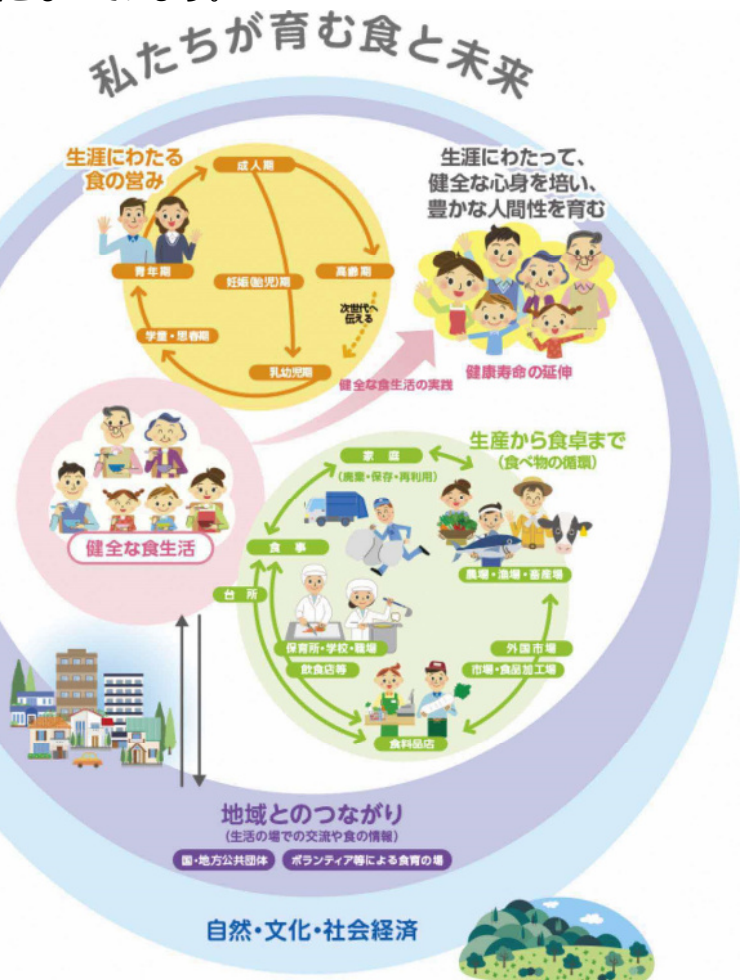
平成17年（2005年）6月に食育基本法が施行されてから、国や都道府県だけでなく各地方公共団体では、食育の推進が積極的に図られてきました。

特に、近年は、私たちの日々の食の営みは、自然の恩恵だけでなく、健全な食の循環の上に成り立つことを再認識し、食料の生産から消費等に至る食の循環を持続可能なものにしていくことをめざし、社会や地域が一体となって取り組めるSDGs（持続可能な開発目標）等の取組を始めています。SDGs（持続可能な開発目標）は、国連サミットで採択された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしています。

また、全国的に少子高齢化が進むなか、健康寿命の延伸が国民的課題であり、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を地域協働で推進することが重要となっています。

本市では、平成23年（2011年）に「食育」について全市をあげて取り組んでいく時期ととらえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「川西市食育推進計画（計画期間：平成23～29年度（2011～2017年度））」を策定しました。

その後、「川西市健幸まちづくり計画（計画期間：平成30～令和5年度（2018～2023年度））」に包含されている第2次食育推進計画では、単なる「周知」にとどまらず、「周知から実践へ」を基本的な考えとして、「食」からひろがる」をコンセプトに、各々の立場から自ら食育の推進のための活動を生涯にわたって絶え間なく実践することにより、食をめぐる諸課題の解決に努めてきました。



農林水産省「第4次食育推進基本計画 食育の環と3つの重点事項」

本計画ではさらに、妊産婦及び子どもから青年期、壮年期、高齢期まで、すべてのライフステージに応じて「食育」について考える力を育み、家庭（個人）から、学校・保育所等、地域まで、多くの人とのつながりの中で様々な体験を通した切れ目のない「食育」を充実させていきます。

本市での食育推進については、これからの時代を見据えた取組が必要です。生産から流通、消費、廃棄などの食の循環において「いちじく」「もも」などの特産品を通じた農産物のPR活動や商業の振興、学校給食における米飯給食や共同調理方式での中学校給食の開始、家庭でのごみ減量に関する取組など、それぞれの場面で「食育」に関わる様々な取組を、地域協働の中で円滑に図られるよう連携をとりながら推進していきます。

近年、新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行による影響は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及しました。接触機会の低減や地域交流の減少、外出の自粛等により飲食業が甚大な影響を受けた一方で、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなっており、家庭での食育の重要性が高まるといった側面も有しています。それらに加え、近年顕在化している地球規模の気候変動や地震などの自然災害、社会格差や物価変動等による食品選択の制限、生活習慣や文化の多様化による伝統的な食文化の希薄化など、食を取り巻く様々な課題と向き合うことを避けることはできなくなっています。

以上のような考えに基づき、本市の初期食育推進計画のスローガン「“食” からひろがる 元気なかわにし」を理念として引き継ぐとともに、第2次食育推進計画の市民で共有できる行動目標「毎月19日は食育の日 “わ” らって食べよう 朝・ひる・バン！」を進化させ、新たな日常や持続可能な食環境づくりに対応した食育を推進していきます。

行動目標

「毎月19日は食育の日 “わ” らって食べよう 朝・ひる・バン！」

本市の食育推進計画の最終目標は「“食” を楽しいと思う市民の増加」としております。その中で、ライフスタイルの多様化のもと、朝食の欠食や孤食の問題では「共食*」の重要性が示されています。“わ” は「笑」はもちろん、つながりひろがる「輪」、食サイクルの「環」、和食やなごみの「和」、皆で話をしながら楽しく食事をとる「話」などをかけています。また、「朝・ひる・バン」の部分は、“食” には様々な楽しみ方があるということを表しています。

基本施策 1 “食” からひろがる健やかな体と豊かな心づくり

～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

現状評価と課題

乳幼児期をはじめとし学童・思春期は、心身の成長や発達が著しく、規則正しい食習慣を身につけることが大切な時期です。学校・保育所等を通じて食育を理解し、実践するとともに、家庭における食事を通して、食への興味・関心を高めることが大切です。

アンケート調査結果をみると、朝食または夕食を家族や友人と一緒に1週間14回のうち何回食べるかについて、「14回」の割合が35.7%と最も高く、次いで「5から9回」の割合が24.5%となっています。しかしながら、食への意識は社会情勢やライフステージにより影響を受けやすく、共食、規則正しい生活リズム、食事習慣の実践などが難しくなることがあります。友人や職場の人とコミュニケーションをとりながら食事する機会を大切にす気持ち意識したり、一緒に食事をしなくとも「今日はどんな食事にしようか」と話したりすることが重要となります。

また、「作法(マナーやしつけ)について意識していること」では、「いただきます」や「ごちそうさま」をいうの割合が68.1%、「お箸、ナイフ、フォークやお茶碗など正しい持ち方」の割合は47.1%と割合が高くなっています。家庭のほか学校・保育所等の給食の時間は、食への感謝を育み、食事作法を身につける実践の場となります。幼い頃から家族や友人と食事をする中で、一緒に食べる人への配慮など思いやりの心を育むことが必要です。

本市では、これまで小学校において自校調理方式で完全米飯給食を実施しており、令和4年(2022年)9月に中学校給食センターが開設され、市内全7校の中学校ではアレルギー対応28品目を考慮しながらの給食が一斉に開始されました。これからは、学校・保育所等の各ライフステージに応じた健全な食生活や食育指導を体系的にとらえるとともに、家庭や地域への積極的な情報発信などにより、食育を推進していくことが期待されます。学校・保育所等における季節を感じる旬の食材を使用した給食の提供は、食への興味や、食文化に関心をもつきっかけとなります。学校・保育所等を核として子どもの食育を推進し、子どもたちの健やかな成長につなげることが大切です。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
健診や各種教室を通じた食育の啓発	健（検）診後の健康相談会や各種健康教育のほか、健やかな出産・発育を導くとともに、子どもの心と体を育む食生活や日常生活での健康的な食生活の営みについて啓発します。	保健センター・ 予防歯科センター
保育所、幼稚園、認定こども園、学校における、収穫体験や農業体験の充実	田植えや稲刈り、芋ほりなどの農業体験など、栽培・収穫活動を実施します。	教育保育課
学校における食育の推進	市健幸まちづくり計画（市食育推進計画）と整合を図りながら、各学校において「食に関する指導の全体計画」を作成し、組織的・計画的に食育を実践します。	教育保育課 給食課
保育所・認定こども園における食育の推進	市健幸まちづくり計画（市食育推進計画）と整合を図った市立保育所・認定こども園食育ガイドラインを策定し、各保育所・認定こども園において組織的・計画的に食育を実践します。	教育保育課 給食課
給食内容の充実	保育所・認定こども園や学校での給食を通じて、子どもの食への関心を深めます。また、子どもたちの誰もがより良い給食を食べることができるよう環境を整備します。食物アレルギーを有する子どもについても、各家庭における定期的なかかりつけ医の診断に基づきながら、保護者と担任と給食担当者らが連絡を密にし、健やかな成長や発達に支障が出ないように努めます。	給食課
給食を通じた子どもの豊かな心の育成	安定した人間関係と楽しい雰囲気の中で様々な食活動を体験し、豊かな心を育むとともに食事マナーの習得を図ります。	給食課
給食だより・献立表などによる啓発	給食だよりや献立表などを通じて、食の大切さや家族団らんの大切さ、栄養に関する情報提供等を行います。	給食課
子どもを対象とした講座・調理実習等の開催	子どもを対象とする食育の講座、家庭科や特別活動での調理実習や調理体験を実施し、子どもの食育への関心を高めます。	教育保育課
就学前児童に対する食育に関わる情報の発信	保育所や認定こども園の子育て支援ルームなどを活用し、未就学児を対象とした食育に関わる情報を発信します。	教育保育課
小児生活習慣病検診の実施	生活習慣病の予防及び早期発見のため、市医師会への委託により、小学4年生を対象に、生活習慣のアンケート調査と精密検査（血液検査、体脂肪・血圧測定等）、希望者に個別で食事や運動指導、講演会を行う「小児生活習慣病検診」を実施します。	教育保育課

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①「食育」の言葉も意味も知っている市民の割合		↗	59.9%	85%
②自分は「健康だ」「どちらかという与健康だ」と感じている市民の割合		↗	73.0%	90%
③朝食を食べない市民の割合【再掲】	20～30 歳代	↘	14.7%	10%
④「主食」、「主菜」、「副菜」を組み合わせた食事を1日2回以上ほとんど毎日食べている市民の割合		↗	65.4%	75%
⑤毎日の食事で、「量やカロリー」を気にする市民の割合		↗	72.2%	90%
⑥食事中、よく噛んで食べることを意識している市民の割合		↗	41.1%	60%

①③～⑥の現状値： 令和4年度（2022年度）川西市健康づくりについてのアンケート調査

②の現状値： 令和4年度（2022年度）川西市市民実感調査

基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり

～地域における健全な食環境と循環～

現状評価と課題

健全な食生活の実現には、その基盤として食糧の生産から消費までの視点で持続可能な環境が不可欠になります。SDGs（持続可能な開発目標）による食の問題に関心を持つよう食育の推進が必要です。

食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、アンケート調査結果においても、食の安全を気にする人の割合は高くなっています。しかし、地場産野菜を買う人の割合は減少傾向にあります。「地産地消」や「旬産旬消」は、生産者の顔が見える地元でとれた新鮮で安全な農産物の供給とともに、流通にかかる環境負荷の少ない仕組みであり、食の安全・安心を確保していく重要な取組となります。また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標に、「12. つくる責任つかう責任」とあり、食品ロスや過剰包装の削減への意識向上が重要とされています。食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人（生産者・流通者・製造者・消費者）に支えられていることを交流や体験を通じて理解し、感謝の念を深めることができる環境づくりの推進が必要です。

食の持続可能な環境の整備の中で、災害時における非常食の備蓄が重要となってきます。災害時でも健康に過ごせるよう食べ慣れた食品を事前に準備しておくことは大切です。アンケート調査結果では、「家族構成や家族の健康状態に応じて非常食などを備蓄している」の割合は、23.9%、「非常用食料の備蓄はローリングストックを実行している」の割合は17.3%とどちらも低い割合です。災害時は、電気・ガス・水道のライフラインが使えないことや、流通が機能せず食料が確保できないことによって、日頃食べ慣れた食品での食生活が困難になることが想定されます。災害時等における心身の健康を維持する観点からも、栄養バランスへの配慮や備蓄方法など災害時の食の備えの重要性や災害時でも使える調理方法など必要な知識の普及啓発を、家庭のみならず学校教育の現場においても促進させる必要があります。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食の安全・安心に関する知識の普及と啓発	正しい知識に基づいて食材を選択できるよう、食の安全に関する知識の啓発や情報提供を行います。	教育保育課 保健センター・ 予防歯科センター
地場産物の販売	農産物直売所を通して地場産野菜の販売を支援し、生産者の顔が見える地場産物直売所の販売促進を図ります。	産業振興課
特産品のPR	特産である「いちじく」「もも」などの即売会の開催や、農産物直売所への支援を行います。	産業振興課
苦情・相談受付	食品表示など、食に関する苦情・相談を受け付けます。	生活安全課 (消費生活センター)
給食における日本型食生活の充実	日本型食生活が実践できるようになるとともに、給食に地場産物の活用や旬の食材が提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	給食課
米飯給食の推進	平成22年(2010年)9月末からの完全米飯給食の取組を機に、給食を食べる子ども、給食を提供する職員も、食育のあり方を考え、さらなる発展をめざします。	給食課
にぎわいの創出	より多くの市民が地域で交流することや商業の振興などを通じて、多様な食育の考え方の裾野をひろげていきます。	保健センター・ 予防歯科センター 産業振興課
子どもの居場所への支援活動	子どもたちが安心して利用できる地域の居場所づくり及び子どもたちの健やかな成長を支えることを目的に、こども食堂及び学習支援の開設や運営を実施する団体等に対して、川西市社会福祉協議会と連携して補助金を交付します。(川西市社会福祉協議会が団体等へ支援する開設または運営に要した経費の一部を市が補助するしくみ)	こども政策課
ごみ減量に向けた啓発	ごみ減量出前講座、ごみ減量チャレンジ・モニター制度等を通じて、リデュース(発生抑制)やリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)をひろげる啓発を行います。	美化推進課
食品ロスの削減に向けた取組の充実	「食べ残しゼロ運動」を推進するとともに、フードドライブ※活動等、民間事業者との連携を拡大し、食品ロスの削減に取り組みます。	美化推進課
災害など非常時の備えへの啓発	今後も災害に備え、計画的な食糧等の備蓄を行うとともに、家庭での食糧等の備蓄についても啓発を行います。また、初期の避難所などでの食生活支援マニュアル等の定期的な見直しや検討を行います。	危機管理課 保健センター・ 予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①川西や近隣で栽培された野菜(地場産野菜)を「よく買う」「ときどき買う」市民の割合		↗	72.2%	90%
②持続可能な食を支える食育活動のうち、関心がある市民や実践している市民の割合	・食品購入前に本当に必要かを考える	↗	45.8%	すべての項目について上昇
	・非常用食料の備蓄はローリングストック法を実行する	↗	17.3%	
	・「買いすぎない」「作りすぎない」「ごみを出さない」	↗	52.9%	
	・過剰包装の食品を選ばない	↗	18.1%	
	・ばら売りや詰め替え用食品を購入する	↗	36.2%	
	・フードマイレージや地産地消を意識する	↗	13.0%	
	・食べ物を大切にし、感謝する	↗	62.6%	

①②の現状値：令和4年度(2022年度)川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪”

～食育を育み 守り継ぐしくみ～

現状評価と課題

食の大切さをひろく普及させるために、正しい情報とその共有体制が重要であり、本市では行政や教育機関、保健・医療機関等をはじめ、食の生産や流通・販売に関わる事業者、関係団体やNPO（非営利団体）、ボランティアなどの組織が連携・協働し、食育活動への様々な取組が実施されています。

これらの様々な担い手により、食に関する様々な情報が発信され、市民についても食への関心は高まりを見せています。アンケート調査結果をみると、「食育という言葉を知っていますか」では、「言葉も意味も知っている」の割合が、59.9%と平成28年度（2016年度）に実施した前計画策定時の調査よりも増加しています。

国は、令和3年（2021年）10月に食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく周知することを目的に、12の目標を絵文字で記した食育ピクトグラムを作成しました。本市においてもこの媒体を用いた情報発信を進めていきます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、急速にデジタル化が進展し、様々な場面においてICTツールが普及しました。社会情勢が大きく変化したことによって、テレワークによる通勤等の減少などから、感染拡大後も自宅で食事をする機会が増えました。このような変化を好機ととらえ、食生活の見直すチャンスとして、「新たな日常」に対応した食育を実施する必要があります。

特に、デジタル技術を活用しながら、情報発信を推進する等、高齢者のデジタルデバイス（情報格差）に配慮しながら、様々な手段や機会をとらえた食育の推進が重要です。

市では地域で食育に関する取組や活動を行っている団体等とネットワークを構築し、協働して活動ができる基盤づくりを進めていきます。

施策の推進方向

- (1) 食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実を図ります。
- (2) 食に関する情報を得やすいネットワークづくりを進めます。
- (3) 家庭や地域における食育活動をひろげます。
- (4) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進します。

市民の取り組み

- ・食に関する正しい情報を、積極的に収集します。
- ・地域の食を通じたイベントなどに、積極的に参加します。
- ・生産や流通の仕組みを学ぶとともに、身近な地域での食育に関わる様々なボランティア活動に参画します。
- ・未来の活力や魅力のある地域・社会をめざし、みんなで食育の輪をひろげます。

事業者等の取り組み

- ・食に関する事業者は、安全・安心な食べ物を提供します。
- ・生産者等は、食や食育の情報発信を積極的に行い、見学会や講習会等を通し消費者との交流を進めます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
地産地消に関する情報提供	地場産農産物の販売所などの情報を収集し、ホームページや各種の広報媒体を利用しながら情報発信を推進します。	産業振興課
食育に関する地域の社会資源との連携による推進	食育に関する社会資源と、引き続き連携を図り、家庭や地域に食を通じた取組が浸透するよう支援を行います。	保健センター・ 予防歯科センター
「食育月間」「食育の日」の普及と啓発	国の食育推進基本計画で定められた6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」、県で定められた10月の「ひょうご食育月間」にあわせて、減塩や野菜摂取などを勧め、また、家族や友人と一緒に楽しく食事をとることなどを普及啓発します。	保健センター・ 予防歯科センター
デジタル技術を活用した食育活動の推進	デジタル化に対応した栄養・食生活の推進に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①食に関する作法で、「いただきます」「ごちそうさま」を言う市民の割合	↗	68.1%	85%
②食事をすることが楽しいと思う市民の割合【再掲】	↗	59.9%	70%

①の現状値：令和4年度（2022年度）川西市健康づくりについてのアンケート調査

②の現状値：令和4年度（2022年度）川西市市民実感調査

ライフステージに応じた食育の取り組み

ライフステージ	乳幼児期（妊娠期含む）	学童・思春期（6～17歳）
各世代の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・自我の芽生え～確立 ・生きるための力の礎の育みとして食べることの基本を生活リズムに落とし込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な体と情緒の基礎ができる ・第一次成長期 ・学校などの集団生活において、健康や成長について食のあり方を考え始める
食生活のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみにできる ・保護者の食生活の営みがダイレクトに子どもに反映する 	<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみにできる ・保護者の食生活の営みも子どもに反映するが、成長期に応じて子ども独自の食形態が始まる
食生活の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ムラ食い ・生活リズムの夜型化開始 ・菓子類の習慣化 ・食事の摂取不足、過食 ・災害時における生活習慣の乱れ ・食物アレルギー等への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の多様化（孤食/個食/子食…） ・ファストフード嗜好傾向 ・朝食の欠食の発生 ・生活リズムの夜型化の習慣化 ・食事マナーの習得 ・災害時における生活習慣の乱れ ・食物アレルギー等への配慮
基本目標 1 “食”からひろがる 健やかな体と 豊かな心づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培・収穫など、自然とふれあう機会を持ちます。 ・生産者や自然の恵みに感謝し、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培・収穫など、自然とふれあう機会を持ちます。 ・生産者や自然の恵みに感謝し、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをします。 ・日本の食文化や外国の食文化を理解します。 ・食の尊さ、役割、大切さを理解します。
基本目標 2 “食”からひろがる 地域のつながり		<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮で安心な地場産野菜を食べます。 ・食品表示や食品の見分け方の知識を学びます。 ・食べ物に感謝し、「もったいない」という意識を持ちます。
基本目標 3 次世代へつながり ひろがる食育の“輪”		 <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい情報を、積極的に収集します。 ・地域の食を通じたイベントなどに、積極的に参加します。 ・生産や流通の仕組みを学びます。
	母子保健	学校保健
行政の食育事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・幼児の食育教室（親子料理教室など） ・保育所等の園庭開放や地域交流 ・保育所等の栽培体験や食育活動 ・子育てフェスティバル ・家庭での災害備蓄品の啓発 ・かわにし食育フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校等の給食や食育教室 ・小学校での栽培体験 ・小児生活習慣病予防講演会 ・学童・思春期の料理教室（ティーンズ料理教室）

青年期（18～39 歳）	壮年期（40～64 歳）	高齢期（65 歳～）
<ul style="list-style-type: none"> ・第二次成長期を経ての成人としての体と精神の完成 ・単身者が多くなるとともに、新たな家庭をつくる ・働き盛り 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病を見据えた日々の営み ・働き盛り（社会的責任の増加） ・心身の衰えを感じ始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の衰えが顕在化 ・健康寿命の延伸を見据えた生活習慣の実践 ・食生活の営みにサポートを要し始める
<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみながら、自分に適切な食のあり方を選択し実践する 		
<ul style="list-style-type: none"> ・外食や中食の利用の増加・生活リズムの多様化 ・特に若い女性の痩身志向と、若い男性の朝食の欠食の常習化 ・生活リズムの夜型化の慢性化 ・食文化の継承 ・災害時における生活習慣の乱れ ・食物アレルギー等への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防・改善を踏まえた食生活の実践 ・歯周病による歯の喪失 ・食文化の継承 ・災害時における生活習慣の乱れ ・食物アレルギー等への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防 ・オーラルフレイル予防 ・介護予防 ・一定の支援を受けても、自律した食生活の営み ・食文化の伝承 ・災害時における生活習慣の乱れ ・食物アレルギー等への配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培・収穫など、自然とふれあう機会を持ちます。 ・生産者や自然の恵みに感謝し、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをします。 ・日本の食文化や外国の食文化を理解します。 ・食の尊さ、役割、大切さを理解します。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・食に関心を持ち、食に関する情報を収集します。 ・生活リズムを整え、早寝・早起きを習慣にして、朝ごはんを必ず食べます。 ・毎日3食、規則正しい食事時間で、よく噛んで時間をかけて食事をします。 ・無駄なく調理すること、食べ残しを減らすことを心がけます。 ・家族がそろって、楽しく食事する時間を増やします。 ・みんなで協力しながら食事の準備や調理、後片付けをするなど、料理をする機会を増やします。 ・食事に関するマナーを学び、伝えます。 ・家庭やふるさとの味を、子どもたちに伝えていきます。 ・日本の食文化や外国の食文化を理解します。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮で安心な地場産野菜を食べます。 ・食品表示や食品の見分け方の知識を学びます。 ・食べ物に感謝し、「もったいない」という意識を持ちます。 ・関係団体などは、積極的に食の安全に関する知識の普及に努めます。 ・地元の食材や旬の食材を使って料理をします。 ・食品の賞味期限・消費期限等の情報を活用するなど、計画的に食品を購入することで、食品を無駄にしないようにします。 ・生ごみを減らす工夫をします。 ・災害などの非常時に備え、1人3日分程度の水や食糧を確保します。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・未来の活力・魅力のある地域や社会をめざし、みんなで食育の輪をひろげます。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい情報を、積極的に収集します。 ・地域の食を通じたイベントなどに、積極的に参加します。 ・生産や流通の仕組みを学びます。 		



成人保健

口腔・歯科保健

<ul style="list-style-type: none"> ・母親学級 ・プレママ&パパの離乳食教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養の予防・改善に向けた介護予防事業（いきいき元気倶楽部等） ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防教室等 		→
		→
		→

第7章 健康を支える環境づくり

基本施策1 社会とのつながりの維持・向上

現状評価と課題

健康づくりは個人の問題であると考えられがちですが、個人の健康は、家庭をはじめ、地域、学校等、事業者・団体・ボランティアなど、個人を取り巻く社会環境から影響を受けています。

また、社会的なつながりを持つことは、精神的健康、身体的健康、生活習慣、死亡リスク等により影響を与えることが知られており、地域とのつながりが豊かな人は、様々な人々と交流する機会や社会活動に参加するなどのきっかけがあることから、よい健康状態であることが多いとされています。

アンケート調査結果をみると、運動するために必要なこととして、時間的余裕や利用できる施設といった条件に次いで、「一緒にできる仲間」が条件として挙げられています。

今後のさらなる少子高齢化の進行や核家族化の進行等により、地域のつながりが弱まっていくこととあわせて主観的な健康感が低下していくことが懸念されます。地域や世代間の相互扶助を維持促進し、身近な地域に住む人すべてを巻き込んで、健康づくりに取り組める環境を整備していくことが大切です。

施策の推進方向

- (1) 健康を支え、守るための地域づくりを進めます。

市民の取り組み

- ・健康づくりを意識し、地域活動等に積極的に参加します。

事業者等の取り組み

- ・健康づくり活動等において仲間づくりが行えるよう、積極的にアピールします。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
地域活動への参加の促進	市民に地域での活動の重要性を知ってもらい、市民が参加したくなるような活動をコミュニティ組織や自治会が行えるよう支援します。	参画協働課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
① 自治会やコミュニティ、地域でのボランティアの活動に参加している市民の割合	↗	33.8%	50.0%

①の現状値：令和5年度（2023年度）川西市市民実感調査

基本施策 2 健康になれる環境づくり

現状評価と課題

本市では、市民一人ひとりが健康で長寿であるまちづくりの推進に向け、平成 25 年（2013 年）11 月にスマートウエルネスシティ（SWC）※首長研究会に加盟し、また、平成 28 年（2016 年）10 月には「川西市健幸まちづくり条例」を施行しました。

さらに、具体的な取組として、健康行動の見える化・ポイント制度の導入により行動変容の喚起を図る健幸マイレージ制度は、平成 27 年度（2015 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの実施を通し、参加者の主観的な健康感の向上、医療費抑制、介護リスクの抑制等につながる取組になったほか、地域・コミュニティ組織等と協働で行う出前健幸測定会等の実施により、居心地が良く歩きたくなるまちづくりなど、自然と健康になれるまちづくりの推進を図ってきました。

このような中、アンケート調査結果によると、健康で幸せに暮らし続けるために必要な取組として、「誰もが安心して移動できる地域内の公共交通の充実」「安全に歩ける歩道や街路灯の整備」「歩きながら街並みや景観などを楽しめる空間の整備」が上位となっており、引き続き、身体的にも精神的にも、誰もが安心して外出することができるまちづくりが求められています。また、地域でのスポーツや運動への参加意向について、半数以上が「自分にあったものであれば参加したい」と考えていることから、そのようなニーズを踏まえ、ソフト・ハードの両面から取組を検討することが必要です。

さらに、地域における交流と社会参加を促進するため、コミュニティ活動や自治会活動、社会教育活動、ボランティア活動等への参加促進や交流の場づくりも重要となります。

施策の推進方向

(1) 人がまちに出かけたくなるよう支援します。

市民の取り組み

- ・外出することを心がけます。

事業者等の取り組み

- ・健康づくりに関するボランティア活動等の参加をひろく呼びかけます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
歩くことを基本とした新たな取組	健康づくりのきっかけとして歩くことに対してポイントを付与する事業を実施し、運動の習慣化につなげます。	保健・医療政策課 保健センター・ 予防歯科センター
きんたくん健幸体操	大学と提携して作製した「きんたくん健幸体操」をみんなで行うことにより心身の健康づくり、地域とのふれあい、仲間づくりを推進します。	保健センター・ 予防歯科センター
出前健幸測定会	出前健幸測定会を地域・コミュニティ組織等と協働して行うことで自らの健康づくりへの気づきを促すとともに、身近な地域での交流や仲間づくりを推進します。	保健センター・ 予防歯科センター
地域介護予防活動支援事業	きんたくん健幸体操＜転倒予防・いきいき百歳体操編＞をはじめとする通いの場づくりを推進します。	介護保険課
健康遊具の設置	健康遊具を公園に設置し、気軽に健康づくりができる機会を提供します。	公園緑地課
公共交通網を維持するための支援	交通環境の向上を図るために、交通事業者・利用者・地域・行政等の各役割分担によるモビリティ・マネジメント*を推進し、公共交通の維持に努めます。	交通政策課
歩行者空間や自転車通行空間の整備	環境対策や健康への市民意識の高まりにあわせ、歩行者空間や自転車空間の整備を検討します。	道路整備課

基本施策3 健康情報の提供体制の充実

現状評価と課題

健康づくりの推進には、科学的根拠に基づいた正しい情報を入手し、活用することが重要です。

本市においても、公式 SNS による情報発信を行っていますが、アンケート調査結果によると、スマートフォンを利用している人の割合は全体で8割半ば、75 歳以上でも7割以上となっていますが、全体の約 3 割が、「知っているが、登録やフォローはしていない」、半数以上が「知らない」と回答しています。

このことから、健康に関する情報の提供に当たっては、広報誌、ホームページや SNS 等多様な経路を活用することが重要です。

施策の推進方向

- (1) 各世代のニーズに応じた情報提供の充実を図り、健康に関心の薄い人を含めたすべての市民に対して健康づくりの情報発信を行います。
- (2) 食に関する情報を得やすいネットワークづくりを進めます。

市民の取り組み

- ・健康及び食に関する正しい情報を、積極的に収集します。

事業者等の取り組み

- ・健康及び食に関する多様な情報を、積極的に発信します。
- ・健康経営に取り組みます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
健康情報の提供	市広報誌やホームページをはじめとする様々な広報媒体による啓発及び健康情報の提供に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター
デジタル技術を活用した食育活動の推進 【再掲】	デジタル化に対応した栄養・食生活の推進に努めます。	保健センター・ 予防歯科センター

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策1 救急医療体制の維持・充実

現状評価と課題

市民が日々、安心して暮らしていくためには、急病時などにおける医療体制を整え、適切な救急医療を提供することが重要です。また、地震や風水害などの災害時には、負傷者の救出・治療、生活環境の安全衛生、被災者の健康保持など、保健医療の役割はとて大きなものになります。

救急医療は、医療機関や消防機関、行政機関等が協力して、救急告示制度及び1次救急（軽症）、2次救急（重症）、3次救急（重篤）の救急医療体制により対応しています。

本市の1次救急医療については、地域医療連携推進法人川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークの一員である市医師会や市歯科医師会等の協力を得ながら、休日内科応急診療や休日歯科応急診療を実施しています。

2次救急医療については、阪神北圏域内の病院群が輪番制で対応するほか、令和4年度（2022年度）には市立総合医療センターを整備し、救急体制の充実を図っています。

3次救急医療については、兵庫医科大学病院や兵庫県立尼崎総合医療センターなどが、その機能を果たしています。

施策の推進方向

- （1）救急医療の充実について、兵庫県や近隣市との協力体制を強化し、広域的な医療体制の構築に努めます。

基本施策２ 地域医療機関との連携・地域包括ケアシステムの構築

現状評価と課題

市民自身が自分の健康を自分で守るためには、安心して相談できる、かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことが重要です。また、高齢化の一層の進展や疾病構造の変化など、地域保健医療を取り巻く環境の変化などから医療に対するニーズは多様化しています。

アンケート調査結果をみると、かかりつけ医師や歯科医師が「ある」人の割合が7割以上、かかりつけ薬局については「ある」人の割合が約5割半ばとなっています。

本市ではこれまで、市民への広報活動や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会との連携を通じて、かかりつけ医等の普及と定着に向けた取組に努めてきました。

今後も、市の健（検）診事業の受診者拡大による疾病等の早期発見・早期治療を図りながら、より一層、かかりつけ医・歯科医・薬局の必要性の周知と定着の促進が必要です。

一方で、市立川西病院閉院後に川西リハビリテーション病院において実施している小児科外来の患者数が少ない状況にあります。特に逼迫が著しい小児科医師等の限りある医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するため、地域医療連携推進法人を通じて、医療機関相互間の機能分担及び連携を推進し、質の高い医療を効率的に受けられる環境を整備することが必要です。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要であり、医療と介護の連携、病院から在宅医療に至るまでの切れ目のない支援が重要となっています。

施策の推進方向

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を提供できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立総合医療センターでは、質の高い医療サービスを提供します。

市民の取り組み

- かかりつけ医・歯科医・薬局を持ちます。
- 地域包括ケアシステムについての理解を深めます。

事業者等の取り組み

- 地域医療を継続させるために必要な地域完結型医療の正しい知識の普及啓発を行います。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
かかりつけ医等の普及と定着	身近にかかりつけ医・歯科医・薬局を持つよう、関係機関と連携を図りながら市民への啓発を進めます。	保健・医療政策課 保健センター・ 予防歯科センター
地域医療構想の推進	兵庫県地域医療構想による在宅医療の充実等について国・県と連携しながら施策の推進を図ります。	保健・医療政策課
地域包括ケアシステムの推進	川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センターの運営を支援することで、地域の医療・介護などの専門職の連携をサポートします。	介護保険課 保健・医療政策課
つながりノート	市医師会等の協力を得て、在宅医療・介護連携ツール（つながりノート）をより多くの方が活用できるよう周知啓発に努めます。	介護保険課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者等が地域で安心して暮らすために必要な支援を行うにあたり、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を進めます。	障害福祉課
医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、障がい者自立支援協議会や医療的ケア児運営協議会を通じ、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・福祉等の関係機関等が連携を図り、支援体制の充実を図ります。	こども支援課
病診・病病連携	かかりつけ医等の活動を軸として、市民への適切な医療の提供と医療資源の有効活用を図るための「病診」及び「病病」連携への取組を支援していきます。	保健・医療政策課
中核的医療機関の整備	市立総合医療センターでは、市民の医療ニーズに的確に対応し、患者の立場に立った医療を行うとともに、質の高い医療サービスの提供に取り組めます。	保健・医療政策課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値(令和13年(2031年))
①市内の医療環境に満足している市民の割合	↗	54.9%	65%
②かかりつけ医を持っている市民の割合	↗	68.6%	80%
③かかりつけ歯科医を持っている市民の割合【再掲】	↗	75.1%	80%
④かかりつけ薬局を持っている市民の割合	↗	58.2%	65%

①～④の現状値：令和4年度（2022年度）川西市市民実感調査

基本施策3 災害時の医療体制の確保と感染症の発生に備えた

医療体制の確保

現状評価と課題

近年、気候変動等により豪雨災害が激甚化・頻発化しており、様々な対策が必要とされています。さらに、南海トラフ地震などの大規模地震にも備える必要があります。災害発生時には、市内医療機関や救護所を中心に医療救護活動を行うなど医療体制の確保は不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により感染予防対策のための外出自粛など、日常生活を制限せざるを得ない状況が長く続きました。そして様々な制限は人との関わりや社会構造を変化させることとなり、心身の健康にも大きな影響を及ぼしました。

現在、本市の非常時の医療体制については、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係機関との連携など体制の充実に努めていますが、今後の大規模災害や新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、さらなる医療体制の確保を図ります。

施策の推進方向

- (1) 災害医療の充実について、兵庫県に働きかけるとともに、近隣市との協力体制を強化し、広域的な医療体制の構築に努めます。
- (2) 新興感染症等の感染拡大期における医療体制の確保を図ります。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
新興感染症等の感染拡大期における医療体制の確保	実際に発生する新興感染症等については事前に予測することが困難であり、新型コロナウイルス感染症のように県から感染者受け入れ要請等があった場合、市立総合医療センターは公立病院として、速やかに適切な対応がとれるよう予め準備を進めます。	保健・医療政策課
関係医療機関・市民自主防災組織との連携	関係機関や自主防災組織などとの連携により、医療業務や医薬品の供給、救護所の開設など、災害時の救急医療体制が一層実効あるものとなるよう、その充実に努めます。	危機管理課
新型インフルエンザ等対策	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や、国や兵庫県の行動計画に基づき策定した本市の行動計画について、訓練等の実施や既存のマニュアルの見直しを行いながら、実効性のあるものとしていきます。 国からの「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出された場合は、本市行動計画に基づき、市民及び事業者への適切な方法による情報提供、市民に対する予防接種の実施及びまん延の防止、生活環境の保全やその他の市民の生活及び地域経済の安定など、関係機関と連携し、対策を的確かつ迅速に推進します。	危機管理課

用語解説（文中初出箇所に※を付している用語 五十音順）

用語		初出頁	内容
あ	ICT	1	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を利用した産業やサービスの総称。
え	SDGs（持続可能な開発目標）	2	平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成。
お	オーラルフレイル	50	滑舌の低下やわずかなムセ、食べこぼしや噛みにくい食品が増える等、軽微な口腔機能の低下から始まる口の衰えで、身体フレイルにつながる。改善すれば元に戻る状態。
き	共食	61	家族や仲間と一緒に食卓を囲んで食事することを「共食」と言い、食事マナー、栄養バランスを考えて食べる習慣、食べ物や食文化を大切にす気持を養う行動のこと。
け	ゲートキーパー	32	悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。
け	健康寿命	1	健康寿命には「①日常生活に制限のない期間の平均」「②自分が健康であると自覚している期間の平均」「③日常生活動作が自立している期間の平均」の3指標がある。 国は、健康寿命を「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義し、①により健康寿命を算出しているが、兵庫県は、市町介護保険情報を用い、③により健康寿命を算出している。
こ	合計特殊出生率	14	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。
こ	拘縮	30	関節がかたくなって動きにくくなること。
さ	サルコペニア	27	加齢や疾患により、筋肉の量が減少することで、筋力低下や身体機能の低下が起こる現象。
し	COPD（慢性閉塞性肺疾患）	34	たばこ煙を主とする有害物質を長期間吸入することによって生じる肺の病気。
し	歯周病	26	歯を支える歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気。
し	歯肉炎	54	歯周病の初期で、歯ぐき（歯肉）に限局した炎症。
し	受動喫煙	34	火のついたたばこの先から立ち上がる煙（副流煙）やたばこを吸う人のはきだした煙を吸うことを受動喫煙と言い、がんや心筋梗塞など深刻な健康被害をもたらす恐れがある。
す	スクリーニング	44	ある疾患の可能性がある人とならない人にふるい分けすること。
す	スマートウェルネスシティ（SWC）	76	生涯にわたり、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送ることで、健やかで幸せ（健幸）に暮らせる「まち」。
た	多量飲酒者	38	1日平均純アルコール摂取量が約60g以上の人。
て	データヘルス	1	医療保険者が、電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行った上で行う、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業。
な	ナッジ	1	行動経済学上、対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法。
は	ハイリスクアプローチ	51	集団の中で健康障がいリスクが高い人に対して働きかけ、リスクを軽減させる取組。
ひ	ピアカウンセリング	33	何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（または経験した）グループ間で対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。
ひ	PMT C	55	歯科医院で専用の器具を用いて行う歯の清掃のこと。毎日の清掃に加えて定期的に受けることで、バイオフィルムと言われる歯の表面に強力に付着した細菌のかたまりや着色汚れを徹底的に取り除き、むし歯や歯周病を予防する。
ひ	PTSD（心的外傷後ストレス障害）	32	生死に関わるような体験をし、強い衝撃を受けた後で生じる精神疾患。

用語		初出頁	内容
ひ	標準化死亡比 (SMR)	17	年齢構成の異なる集団間の死亡水準を比較するための指標で、全国の平均を 100 とし、それより高いと死亡状況が全国より悪いこと、低いと死亡状況が全国より良いことを意味する。
ふ	フードドライブ	68	家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附すること。
ふ	フレイル	3	加齢にともない身体の予備能力が低下し、健康障がいを起こしやすくなった状態で、介護が必要となる前の段階をいう。フレイルは、筋肉や身体機能の低下のほか、疲労感や活力の低下なども含む。
へ	平均寿命	1	男女別にみた年齢別死亡率が将来もそのまま続くと仮定して、ある年齢に達した人達が、平均して何年生きられるかを示したものを平均余命と言い、0 歳児における平均余命が平均寿命となる。
ほ	ポピュレーションアプローチ	51	集団全体に働きかけ、健康の保持増進を図り、健康障がいのリスクを軽減させる取組。
む	むし歯	53	口の中にいる細菌が、私達が食べたり飲んだりする糖分を餌にしてつくりだした酸によって、歯が溶けた状態のこと。
め	メタボリックシンドローム	39	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。
も	モビリティ・マネジメント	77	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用するなど）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策の取組。
ら	ライフコースアプローチ	2	胎児期から老齢期に至るまで人の生涯を経時的にとらえた健康づくり。

参考資料

川西市健康づくり推進協議会委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属する団体等	備考
医療関係団体の代表者	織田 行雄	川西市医師会 会長	会長
	松浦 孝治	川西市歯科医師会 会長	
	樋口 淳一	川西市薬剤師会 会長	
福祉関係団体の代表者	佃 義廣	川西市民生委員児童委員協議会 連合会 副会長	
	岡崎 由美子	川西市社会福祉協議会理事	R5(2023).7.21 まで
	酒井 弘	川西市社会福祉協議会副会長	R5(2023).7.22 から
市議会議員	平岡 譲	川西市議会議員	R5(2023).10.25 まで
関係行政機関の職員	清水 光恵	兵庫県伊丹健康福祉事務所 所長	
学識経験者	西口 久代	兵庫県看護協会 専務理事	
	臼井 達矢	大阪成蹊大学 准教授 教育学部保健体育教育コース主任	
	林 宏一	武庫川女子大学食物栄養科学部 食物栄養学科 教授	副会長
	蜂須賀 のぞみ	大阪青山大学健康科学部 健康栄養学科 特任准教授	
市長が特に必要と認める者	日下 厚子	川西いずみ会 会長	
	福井 小百合	川西市商工会 理事	
	武内 秀男	川西市コミュニティ協議会連合会 清和台コミュニティ協議会 会長	
	寶田 順子	川西市スポーツ協会副会長	
	黒山 郁子	川西市中学校長会 川西市立明峰中学校校長	
	松隈 比佐	川西・猪名川地域活動栄養士 協議会 副会長	
	中澤 紀子	川西市認定こども園長会・保育所 長会 川西北こども園 園長	
	釜本 恵美	川西市学校給食栄養担当者会 栄養教諭	
	高瀬 雄一郎	兵庫六甲農業協同組合 川西営農支援センターセンター長	
	中村 珠美	川西市歯科医師会 地域歯科衛生士グループ カミングハーモニー	
	山田 佳代	市民委員	
	森田 真里江	市民委員	

任期：令和4年（2022年）10月1日～令和6年（2024年）9月30日までの2年間（順不同）

第2次川西市健幸まちづくり計画策定経過

年度	日程	会議内容
4	令和4年(2022年) 8月9日	令和4年度 川西市食育推進会議 【議事】 第2次川西市食育推進計画の進捗状況(令和3年度分)について 川西市健康づくり推進協議会、川西市食育推進会議の再編について 次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について
	令和4年(2022年) 9月7日	令和4年度 川西市健康づくり推進協議会 【議事】 川西市健幸まちづくり計画の進捗状況(令和3年度実績)について 川西市健康づくり推進協議会、川西市食育推進会議の再編について 次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について
	令和4年(2022年) 11月11日～ 令和5年(2023年) 2月16日	令和4年度 川西市健康づくりについてのアンケート調査の実施 ・配布数 20歳以上の市民:2000通 乳幼児健康診査の対象児の保護者:584通 ・有効回答数 20歳以上の市民:852通 乳幼児健康診査の対象児の保護者:428通 ・有効回答率 20歳以上の市民:42.6% 乳幼児健康診査の対象児の保護者:73.3%
5	令和5年(2023年) 5月11日	令和5年度 川西市健康づくり推進協議会 次期計画について(諮問) 【議事】 川西市健幸づくりについてのアンケート調査報告書について 次期計画の基本的な考え方について
	令和5年(2023年) 8月3日	令和5年度 川西市健康づくり推進協議会 市長との意見交換(健康づくりについて) 【議事】 次期計画素案について
	令和5年(2023年) 10月17日	令和5年度 川西市健康づくり推進協議会 次期計画について(答申) 【議事】 次期計画案について

川西市健幸まちづくり条例

平成 28 年 9 月 23 日

条例第 23 号

住み慣れたまちで、生涯にわたり、健康で幸せに暮らし続けることは市民共通の願いです。そして、健康は社会の活力の維持向上に欠くことができないものです。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきました。一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らしていくためには、いかにして健康で過ごすことができる期間を長く保つことができるかが大きな課題となっています。

このため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、食生活の改善、運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むことにより、生涯にわたる生活の質を高めていくことが必要です。

また、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を大きく受けることから、地域社会全体の取組として健康を支え、守るための環境を整備していかなくてはなりません。

一方、本市には、「活発な地域活動」という強みがあります。かねてより各地域においては、その地域の特性を生かした地域づくり活動が展開され、その中で、健康づくりにつながる取組も展開されてきました。それらの取組は、地域交流や社会参加を通じた人と人の出会いも生み出し、ひいては地域の活力にも大きくつながっていきます。これらの地域活動そのものが健康づくりであり、健康は地域の活力の源であると言っても過言ではありません。

そこで、健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から、本市の強みである市民力や地域力を生かした、健康づくり、人づくり、まちづくり、すなわち「健幸まちづくり」に取り組むことが重要です。

ここに、健幸まちづくりについての基本理念を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することをめざし、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、健幸まちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割、市の責務並びにその推進のための基本となる事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「健幸」 市民一人ひとりが、健康で幸せに暮らし続けることをいう。
- (2) 健康づくり 心身の健康の保持又は増進を図るための取組をいう。
- (3) ライフステージ 妊娠・出産期、乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯における各段階をいう。
- (4) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (5) 市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO 等の団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 学校等 市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校をいう。
- (8) 保健医療福祉関係者 市内で保健医療福祉サービスを提供する個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 健幸まちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが主体となって、自らの健康又は生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態又はライフステージに応じて生活の質を高めるよう取り組むこと。
- (2) 地域社会全体の取組として、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者及び市が相互に連携を図りながら協働して推進すること。
- (3) 歩くことをはじめとする身体活動、運動及び食を通じて、個人の健康意識を高めるだけでなく、出会い又は交流を深めることにより、地域の活性化を促すものであるという認識のもとに推進すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する理解を深め、それぞれのライフステージで個人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、学校等、地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 市民公益活動団体は、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員等が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるとともに、自らの活動を通じて、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市民公益活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒及び学生に対し、健康教育を推進することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 学校等は、市民公益活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第8条 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、それぞれの個人に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、市民公益活動団体、事業者又は学校等が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、実施するに当たっては、検証等による評価及び見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図るものとする。

(基本計画)

第 10 条 市長は、健幸まちづくりの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 「健幸」につながるまちづくりの推進に関すること。
- (2) からだと心の健康づくりに関すること。
- (3) 歯と口の健康づくりに関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)別表に規定する川西市健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(「健幸」につながるまちづくりの推進に関する施策)

第 11 条 市は、「健幸」につながるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 運動の習慣化を促進するため、楽しく歩くことを基本とした市民が主体的に行う健康づくりの取組の奨励に関すること。
- (2) 生涯にわたりいきいきと元気に過ごすため、多様な地域交流と社会参加ができる環境の整備に関すること。
- (3) 健康づくりを支援する生活環境、交通環境その他の環境の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「健幸」につながるまちづくりを推進するために必要な施策

(からだと心の健康づくりに関する施策)

第 12 条 市は、からだと心の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生活習慣病、感染症その他の疾患の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康診査、がん検診等、予防接種及び保健指導その他の保健事業に関すること。
- (3) 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発並びに相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、からだと心の健康づくりを推進するために必要な施策

(歯と口の健康づくりに関する施策)

第 13 条 市は、歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたる歯と口の健康の保持の重要性及び健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯科健診、歯科保健指導、歯科相談その他の歯科保健事業に関すること。
- (3) 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりを推進するため必要な施策

(食育の推進に関する施策)

第 14 条 市は、食育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 食を通じた健康に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心豊かな食文化の醸成や食環境づくりに資するための事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な施策

(人材の育成及び活用)

第 15 条 市は、健幸まちづくりの推進を図るため、地域等において健幸まちづくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用に努めるものとする。

(普及活動の推進)

第 16 条 市は、健幸まちづくりについての理解を深めるため、その普及活動を行うものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

第2次川西市健幸まちづくり計画

令和6年(2024年) 3月

発行 川西市 健康医療部 保健・医療政策課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1136 FAX 072-740-1336

E-mail kawa0129@city.kawanishi.lg.jp